

第5章 保 健 事 業

第 1 節 母子保健事業

第 2 節 歯科保健事業

第 3 節 健康増進事業

第 4 節 精神保健事業

第 5 節 特定保健対策事業

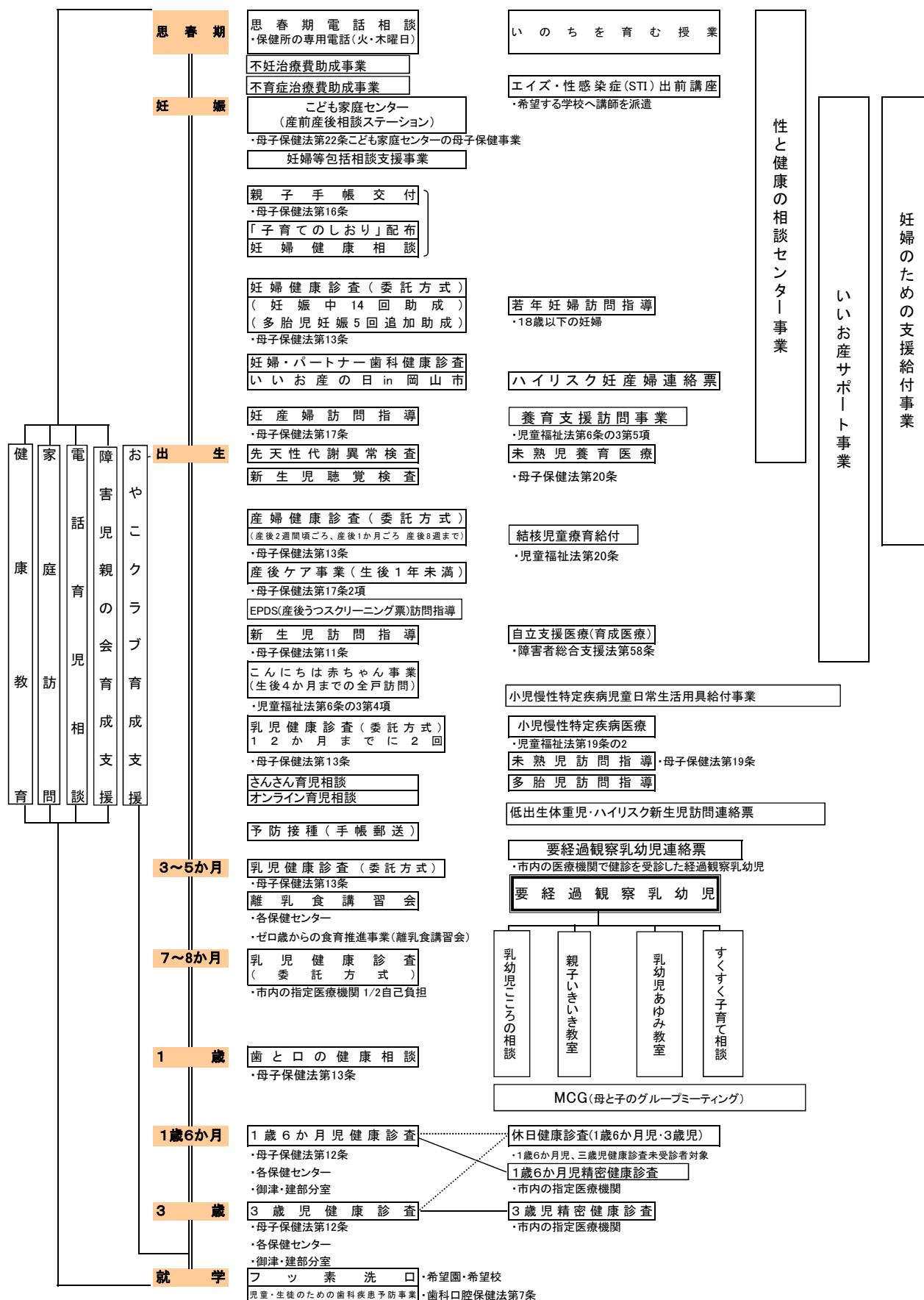
第 6 節 感染症対策事業

第 7 節 地域保健活動

第1節 母子保健事業

母子保健事業は、母性の尊重と乳幼児の健康の保持増進という母子保健法の基本理念に基づき、すべての母と子及びその家族を対象に継続的援助を行うものである。生涯にわたる健康づくりの基礎として母子保健活動に重点を置き、思春期から妊娠、出産、育児、乳幼児期を通して一貫した切れ目のないきめ細やかな支援事業を展開していく。

岡山市母子保健事業の体系(令和7年4月1日現在)



1 相談・普及啓発事業

(1) 親子（母子健康）手帳の交付（母子保健法第 15 条及び第 16 条による。）

親子（母子健康）手帳の交付は、妊婦から産婦へ、さらに乳幼児へと一貫した母子保健対策を実施するための出発点として重要なものである。

◎ 妊娠届出状況

区分 年度	届出数	性病の検査 を受けた者 の数	結核の検査 を受けた者 の数	妊 娠 週 数					
				11週以内	12～21週	22～27週	28週以上	分娩後	不詳
5	5,034	772	1,518	4,819	184	12	13	6	0
6	4,936	756	1,517	4,754	141	13	19	8	1

(2) 健康相談

妊婦健康相談、さんさん育児相談等、個別の相談支援を行うことにより母子保健に関する正しい知識の普及啓発を図っている。

ア 思春期電話相談

電話を通じて思春期に特有の健康問題に関する相談に応じ、適切な保健指導を行うことにより、母性の健康の保持増進と性意識の健全育成を図ることを目的として実施している。

（毎週火曜日、木曜日に保健所の専用電話で実施）

年度	件数
5	260
6	186

イ 妊婦健康相談

妊娠中の疾病や異常を予防し、安全に分娩させ、母体の早期回復と新生児の保育の適正化を図り、母乳栄養への意識を高めることを目的として実施している。

（親子（母子健康）手帳交付時に実施）

◎ 妊婦健康相談

区分 年度	回数	総数	相談数		妊娠週数					
			妊娠	その他	15週以内	16～19週	20～23週	24～27週	28週以上	不明
5	5,034	5,034	5,028	6	4,965	24	18	8	13	0
6	4,936	4,936	4,928	8	4,863	22	18	6	18	1

◎ おかやま産前産後相談ステーション（子育て世代包括支援センター母子保健型）

妊娠期から概ね出産後 1 年未満の産婦と乳児、その家族を対象とした相談窓口として、平成 28 年 9 月に開設。助産師などの専門職が親子手帳の交付や、妊娠・出産・育児についての相談、妊婦体験や乳児の体重測定も行っている。令和 3 年度からオンライン相談を開始した。

年度	面接相談	面接内容		電話相談	オンライン 育児相談
		妊娠届	その他の面接相談		
5	15,629	5,034	10,595	5,941	11
6	16,060	4,936	11,124	4,797	6

ウ 岡山市未来をはぐくむ出産・子育て応援事業

国の総合経済対策対応事業により令和5年3月から事業開始した。妊娠期から出産・子育てまで一貫した伴走型の相談支援と一体的に経済的支援を行う。

区分 年度	出産応援金(申請件数)	子育て応援金(申請件数)
5	8,616	6,851
6	4,912	4,593

エ 母子サンデーサポート事業

妊婦や子育て中の母親を対象に癒しのケア等を行うことにより、育児の不安やストレスを解消し、いきいきとした子育てができるよう岡山母子の支援を考える会を通じ、活動の支援を行う。

区分 年度	回数	延人員
5	17	7
6	18	5

オ 電話育児相談

気軽に育児の悩みが相談できる窓口として、保健所に専用電話を設置して実施している。

区分 年度	相談回数	指導					
		指導済み	要継続児	要継続指導(内訳)			
				訪問指導	育児相談	電話相談	その他
5	233	205	28	10	0	13	5
6	217	199	18	7	1	8	2

カ さんさん育児相談 (旧 赤ちゃんすこやか相談)

乳幼児の成長・発達に関することや、母親の育児上の悩み・不安について相談や助言を行い、日常生活の中で解決が図られるよう適切な育児支援を行うことを目的として実施している。

◎乳 児

区分 年度	実施回数(回)	実相談数	延相談数	発育状況(延)			栄養別(3か月未満)(実)			相談結果(延)	
				大	中	小	母乳	混合	人工	発達上問題のある児	要継続児
				90パーセント以上	10～90パーセント	10パーセント未満					
5	168	661	1,465	45	1,367	53	247	321	44	20	78
6	168	633	1,431	19	1,382	29	225	322	45	14	104

◎幼 児

区分 年度	実相談数	延相談数	発育状況(延)			相談結果(延)	
			大	中	小	発達上問題のある児	要継続児
			90パーセント以上	10～90パーセント	10パーセント未満		
5	10	28	1	25	2	1	0
6	1	11	0	10	1	1	4

キ 絵本の読み聞かせ事業

さんさん育児相談や、健診などの機会をとらえて、地域の関係機関(愛育委員会、おやこクラブ、文庫、保育士、ボランティア等)と連携して、育児支援の推進を図っている。

区分 年度	実施回数	参加人数	
		乳幼児(人)	保護者(人)
5	35	350	349
6	37	340	337

(3) 健康教育

ア いいお産サポート事業

11月3日をいいお産の日とし、出産の現状を知り、より良いお産についての理解を深めるための機会とし、市民向けのイベントを実施している。令和6年度は11月17日（日）に妊娠・出産・育児に関する体験実習、相談等を実施し、約90名が来場した。

イ 初めての離乳食講習会

離乳期に乳以外の形のある食物に慣れさせ、幼児食への移行が進むように指導を行うことで、望ましい食生活の基盤づくりを目的に実施している。令和2年度から離乳食初期に特化した内容で指導をしている。

年度	区分	実施回数	受講者数
5		54	617
6		50	547

ウ ゼロ歳からの食育推進事業

離乳食に関して、家庭での食育、ライフステージに応じた栄養指導の更なる充実を目的とする。身近な公民館等で地域の栄養改善協議会等の協力により、平成21年度から実施している。

年度	区分	実施回数	参加者数	
			乳児	保護者
5		33	382	501
6		33	405	570

エ いのちを育む授業

中学3年生を対象に、いのちの重みを感じ、自分自身や周囲の人を大切にする気持ちを育むことを目指し、平成18年度から「いのちを育む授業」を実施している。学校の授業時間の中に位置づけ、親子ボランティア・愛育委員・民生委員・おやこクラブなど地域のボランティアの協力を得て実施している。新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年度から令和4年度までは中止もしくは「いのちを育む授業」に準じた内容で実施。令和5年度からは「いのちを育む授業」やそれに準じた内容を再開し、令和6年度は6校で実施した。

(4) 訪問指導事業

母子保健法第11条、第17条、第19条及び岡山市妊産婦訪問指導実施要綱、岡山市新生児訪問指導実施要綱、岡山市養育支援訪問事業実施要綱に基づき、妊産婦及び新生児等に対し、保健師・助産師等による訪問指導を実施し、母体の健康保持増進、健全な子の出生を図るとともに、乳幼児の発育・栄養・環境・疾病予防について支援している。

年度	区分	妊産婦	乳 児			幼 児	児童虐待
			総 数	うち新生児	うち未熟児		
5		1,779	2,124	306	104	1,168	1,170
6		1,587	1,664	299	93	1,122	1,482

(5) こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）

すべての乳児がいる家庭を訪問し、子育てに関する様々な不安や悩みを聞き、子育て情報等の提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては、適切なサービス提供に結びつける。また、身近な地域の愛育委員である訪問ボランティアが訪問することで地域のつながりを持ち、親の孤立を防止するとともに、地域全体で親子を支援する体制を構築していくことを目的とし、平成20年12月から実施している。

年度	訪問対象者数 (各年1月～12月生まれ)	訪問ボランティア 訪問件数	職員訪問件数	訪問率
5	5,023	3,619	1,285	97.6%
6	4,693	3,370	1,218	97.8%

(6) 養育支援訪問事業

養育が困難になっている家庭に対して、具体的な育児に関する技術指導や養育者の精神的なサポートを行うことにより、個々の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図り、当該家庭において安定した養育が可能となるよう支援することで、児童虐待を未然に防止することを目的とし、平成17年度から実施している。

年度	件数	延訪問回数
5	16	336
6	14	227

(7) ハイリスク妊産婦連絡票

妊娠中から児童虐待の発生を未然に防止するため、産婦人科医療機関等とハイリスク妊産婦の情報を共有し、連携して支援することを目的として、平成16年3月から実施している。

年度	連絡票件数	
	妊婦	産婦
5	118	439
6	104	426

(8) 低出生体重児・ハイリスク新生児訪問連絡票

周産期医療機関とハイリスク新生児の情報を共有することにより、後遺症の発症頻度が高いハイリスク新生児の地域における長期的なフォローアップをすすめることを目的とし、実施している。

年度	連絡票件数
5	145
6	144

2 検査、健康診査

(1) 妊婦一般健康診査・妊婦超音波検査・妊婦血液検査・妊婦クラミジア抗原検査・B 群溶血性レンサ球菌（GBS）検査

母子保健法第 13 条及び岡山市妊婦産婦乳児一般健康診査実施要綱に基づいて行うもの。妊婦の健康診査の徹底を図り、疾病等を早期に発見し、適切な指導等を行うことを目的とする。

妊婦一般健康診査は、平成 19 年度までは妊娠前半期と後半期に 2 回助成していたが、平成 20 年度には助成回数を 5 回とした。また、平成 21 年度からは、助成回数を 14 回以内とすることに加え、妊婦超音波検査と妊婦血液検査を併せて、医療機関に委託して実施している。

平成 21 年度からの妊婦一般健康診査では、妊娠初期から妊娠 23 週までは 4 週間に 1 回、妊娠 24 週から妊娠 35 週までは 2 週間に 1 回、妊娠 36 週以降分娩までは、1 週間に 1 回で実施している。妊婦超音波検査は、妊婦 1 人につき 4 回以内とし、8 週頃、20 週頃、30 週頃、37 週頃を目安に、必ず妊婦一般健康診査と併せて実施している。妊婦血液検査は、妊婦 1 人につき 2 回以内とし、26 週頃、37 週頃に必ず妊婦一般健康診査と併せて実施している。

平成 22 年度途中から、HTLV-1 抗体価検査が追加され、妊婦一般健康診査第 1 回目の健診に含めて行っている。また、平成 23 年度から妊娠 30 週頃を目安に妊婦クラミジア抗原検査が追加され、平成 28 年度からは妊娠 34 週頃を目安に B 群溶血性レンサ球菌（GBS）検査と、妊婦一般健康診査第 1 回目に不規則抗体検査が追加された。さらに、令和元年度から産婦健康診査が追加され、令和 3 年度からは多胎児妊婦の妊婦一般健康診査の助成回数を 19 回以内とした。

項目	区分 年度	受診者数 (延人数)	健 診 結 果			
			異常なし	要 観 察	要精検	要 医 療
妊婦一般健康診査	5	59,219	52,916	1,964	356	3,983
	6	57,114	50,562	1,812	531	4,209
妊婦超音波検査	5	19,068	18,422	123	39	484
	6	18,289	17,620	95	37	537
妊婦血液検査	5	9,272	7,386	226	168	1,492
	6	8,854	6,772	199	294	1,589
妊婦クラミジア抗原検査	5	4,763	4,702			61
	6	4,480	4,413			67
B群溶血性レンサ球菌（GBS）検査	5	4,613	4,205			408
	6	4,027	3,657			370
産婦健康診査	5	8,355	7,866	370	6	113
	6	8,291	7,829	317	8	137

(2) 乳児一般健康診査

母子保健法第 13 条及び岡山市妊婦産婦乳児一般健康診査実施要綱に基づいて行うもの。乳児の健康診査の徹底を図り、心身障害等の異常を早期に発見し、適切な指導等を行うことを目的とする。医療機関に委託して 1 歳に到達した月の月末までに 2 回実施している。（受診票は親子（母子健康）手帳別冊の受診票つづりに添付）

年度	区分	受診者数(延)	健 診 結 果			
			異常なし	要 観 察	要 精 検	要 医 療
5		8,364	7,785	379	80	120
6		7,981	7,467	347	88	79

(3) B型肝炎母子感染防止事業

岡山市B型肝炎母子感染防止事業実施要綱に基づいて行うもの。医療機関に委託して妊婦にHBs抗原検査等を実施することにより、B型肝炎の母子感染をおこすおそれのある妊婦を発見し、これらの妊婦から生まれた乳児に対し、B型肝炎ワクチン投与等の予防措置を実施している。

◎ 妊婦の検査状況

区分 年度	HBs抗原 検査者数(A)	HBs抗原 陽性者数(B)	陽性率 (B/A) (%)
5	4,971	3	0.060
6	4,828	2	0.041

(4) 先天性代謝異常等検査

従来、先天性代謝異常疾患及びクレチン症の早期発見を図るため、新生児（生後4～6日）について血液によるマススクリーニング検査を実施していた。平成24年度から先天性代謝異常等検査にタンデムマス検査を導入し、平成30年度から2次疾患を含む25疾患が対象となった。

区分 年度	先 天 性 代 謝 異 常 等				ク レ チ ン 症	
	基 本 5 項 目		そ の 他 の 項 目			
	受 診 者 数	患 者 数	受 診 者 数	患 者 数	受 診 者 数	患 者 数
5	(5,378) 4,747	(0) 0	(5,378) 4,747	(0) 0	(5,378) 4,747	(4) 4
6	(5,252) 4,687	(1) 1	(5,252) 4,687	(1) 0	(5,252) 4,687	(3) 3

* () 内は、岡山県外に住所を有する新生児受診者を含む

(5) 新生児聴覚検査

聴覚障害を早期に発見し、できるだけ早い段階で、必要な治療や療育を受け、聴覚障害がもたらすコミュニケーション障害を軽減するため、新生児に対する自動聴性脳幹反応検査（自動ABR）による聴覚検査を平成13年7月から県事業として実施。平成20年4月から市事業として実施している。令和元年度より使用検査機器にMB-11ベラフォン、令和6年度よりイージースクリーンを追加した。

年度	検査数	健診結果		
		異常なし(初回検査)	異常なし(確認検査)	要再検
5	4,515	4,415	67	33
6	4,316	4,244	50	22

(6) 産後ケア事業

出産直後の産婦が地域で安心して子育てができるよう、産科医療機関や助産所での宿泊産後ケア・日帰り産後ケアを通じて、産婦の心身のケアや育児サポート等を行うことを目的としており、令和元年10月から実施し、令和5年4月からは訪問産後ケアを開始した。利用者の負担軽減のため、令和6年11月から電子申請及び電子利用クーポンを導入した。

年度	宿泊産後ケア			日帰り産後ケア		訪問産後ケア	
	申請件数	延べ泊数	延べ日数	申請件数	延べ日数	申請件数	延べ回数
5	452	934	1,386	185	410	225	350
6	741	1,481	2,250	471	631	451	587

※日帰りおよび訪問産後ケアの申請件数については、令和6年11月以降、申請後の利用中止件数を除いている

(7) 3～5 か月児健康診査

母子保健法第 13 条及び岡山市妊婦産婦乳児一般健康診査実施要綱に基づいて行うもの。乳児の健康増進を図るとともに、疾病や障害を早期に発見し、適切な指導を行うことを目的とし（受診票は親子（母子健康）手帳別冊の受診票つづりに添付）、平成 6 年度から医療機関へ委託して実施している。

◎健康診査の状況

区分 年度	対 象 数	受 診 数	受 診 率 (%)	発育状況(体重)			栄養種別(1か月未まで)		
				大 90パーセン タイル以 上	中 10 ～ 90 パーセン タイル 未	小 10パーセン タイル 満	母乳	混合	人工
5	4,914	4,720	96.1	282	3,788	649	1,759	2,553	408
6	4,676	4,411	94.3	413	3,453	545	1,589	2,477	345

区分 年度	指導区分(延)				診査所見(延)										
	正 常	要 観 察	要 精 検	要 医 療	脱先 天性 股関 白節	口 唇・ 口蓋 裂	形 態 異 常	斜 頸	心 臓 疾 患	皮 膚 疾 患	呼 吸 器 疾 患	消 化 器 疾 患	神精 経神 障 害・	そ の 他	計
5	4,186	339	61	140	31	8	0	4	56	266	8	5	8	107	493
6	3,950	265	59	139	30	4	0	4	58	236	9	3	5	71	420

(8) 7・8 か月児健康診査

母子保健法第 13 条及び岡山市 7・8 か月児健康診査実施要綱に基づいて行うもの。乳児の健康の保持増進を図るとともに、疾病や障害を早期に発見し、適切な指導を行うことを目的として医療機関に委託して実施している。

◎ 健康診査の状況

区分 年度	対 象 数	受 診 数	受 診 率 (%)	発育状況(体重)			指導区分(延)			
				大	中	小	正 常	要 観 察	要 精 検	要 医 療
				90パーセ ンタイル 以 上	10 ～ 90 パーセン タイル 未	10パーセ ンタイル 満				
5	5,045	4,146	82.2	252	3,188	706	3,611	372	24	134
6	4,679	3,874	82.8	291	3,025	558	3,375	358	36	100

区分 年度	診査所見(延)											
	発 育 の 異 常	精 神 発 達 障 害	運 動 発 達 障 害	視 聴 覚 の 異 常	痙 攣	異 循 環 呼 吸 器 常 系	血 液 疾 患	異 腹 部 消 化 器 常 器	皮 膚 の 疾 患	形 態 異 常	そ の 他	計
5	73	15	96	15	7	38	29	20	278	35	86	692
6	72	4	124	15	5	63	19	15	183	35	55	590

(9) 1 歳 6 か月児健康診査

母子保健法第 12 条及び岡山市 1 歳 6 か月児健康診査実施要綱に基づいて行うもの。身体及び精神発達の上で、重要な時期である 1 歳 6 か月児について、疾病等の早期発見及び育児支援を行うことを目的として実施している。平成 15 年度から年 4 回日曜日の健診実施日を設けている。

ア 一般健康診査の状況

区分 年度	実施回数	対象数	受診数	受診率 (%)	発育状況			
					体重			身長 3 パーセント イル未満
					97 パーセント イル以上	3～97 パーセント イル	3 パーセント イル未満	
5	140	5,205	5,071	97.4	93	4,815	163	375
6	147	4,972	4,806	96.7	69	4,546	189	372

区分 年度	発達状況				指導区分(延)				個別相談件数		
	言語		運動		正常	要観察	要精検	要医療	心理	栄養	歯科
	正常	観察	正常	観察							
5	4,299	716	4,975	92	3,534	1,292	227	69	393	570	518
6	4,106	614	4,707	95	3,354	1,225	244	51	361	485	1,123

区分 年度	診 査 所 見 (延)																
	耳の異常	鼻咽の異常	眼の異常	皮膚の異常	呼吸器疾患	四肢の異常	心臓疾患	口腔異常	精神発達異常	言葉の遅れ	歩行遅延	ひきつけ	扁桃腺肥大	腫瘍リンパ腺	脳性小児麻痺	その他	計
	7	5	50	365	47	31	73	8	26	390	48	51	4	1	0	689	1,795
5	7	5	50	365	47	31	73	8	26	390	48	51	4	1	0	689	1,795
6	6	7	56	318	51	21	62	5	23	364	46	49	7	0	0	708	1,723

イ 歯科健康診査の状況

区分 年度	対 象 数	受 診 数	受 診 率 (%)	むし歯の状況(延本数)			むし歯のある児(実数)				う 蝕 有 病 者 率 (%)	不 正 咬 合	軟 組 織 疾 患	そ の 他 の 異 常
				総 数	う 1 人 歯 平 数 均	処 置 歯 数	A 型	B 型	C 型	計				
5	5,205	5,071	97.4	49	0.01	4	13	3	0	16	0.3	293	391	82
6	4,972	4,803	96.6	40	0.008	8	14	1	0	15	0.3	315	438	53

(10) 3 歳児健康診査

母子保健法第 12 条及び岡山市 3 歳児健康診査実施要綱に基づいて行うもの。身体発育及び精神発達の面から重要な時期である三歳児に対し、医師等による発育状態、疾病の有無等の健診を実施している。各種心身障害の早期発見及び早期療育を行うことを目的として実施している。平成 17 年度から年 4 回日曜日の健診実施日を設けている。令和 3 年 4 月より屈折検査を導入した。

ア 一般健康診査の状況

区分 年度	実 施 回 数	対 象 数	受 診 数	（受 診 率 ）	発育状況		
					体重		
					97 パーセン タイ ル 以 上	3 ～ 97 パー セン タイ ル	3 パーセン タイ ル 未 満
5	154	5,494	5,274	96.0	76	4,952	245
6	143	5,125	4,908	95.8	67	4,621	218

区分 年度	指 導 区 分 (延)				
	正 常	身 体 面 ・ 精 神 面			
		要 観 察	要 精 検	要 医 療	計
5	3,156	1,271	1,128	72	2,471
6	2,967	1,173	948	90	2,211

◎ 診査所見 (延)

区分 年度	診査所見 (延)											尿 検 査 蛋 白 +
	胸 郭 異 常	け 有 熱 い れ 無 熱 ん 時	貧 血	眼 の 異 常	四 肢 の 異 常	皮 膚 の 異 常	耳 鼻 咽 喉 の 疾 患	扁 桃 腺 肥 大	心 臓 疾 患	呼 吸 器 疾 患	言 語 障 害	
5	10	96	5	945	18	372	36	25	84	81	161	8
6	6	100	2	819	25	296	25	15	80	90	174	11

イ 歯科健康診査の状況

区分 年度	対 象 数	受 診 数	受 診 率 (%)	むし歯の状況 (延本数)			むし歯のある児 (実数)					う 蝕 有 病 者 率 (%)	（不正 延咬 ）合	軟 組 織 疾 患	異 そ の 他 常 の
				総 数	う 1 歯 人 平 均	処 置 歯 数	A 型	B 型	C 1 型	C 2 型	計				
5	5,494	5,263	95.8	2,017	0.383	278	394	144	5	31	574	10.9	2,155	531	157
6	5,125	4,903	95.7	1,697	0.350	199	407	112	2	15	536	10.9	2,246	501	124

3 要経過観察乳幼児対策事業

各種健診等の結果、要経過観察児、発育・発達状況が心配される乳幼児に対する支援を目的として実施している。

ア すくすく子育て相談：小児科医、歯科医等による身体発育・発達に関する相談や子育て相談

(1 歳 6 か月児健康診査、3 歳児健康診査の受診時期を超過した未受診者を対象とする)

区分 年度		実施 回数	内科							歯科				
			小児科受診数		指 導 区 分 (延)					歯科 受診 者数	指 導 区 分			
					実数	延数	問題なし	要観察	要精検		要医療	その他	問題なし	要清掃
5	3	3	3	0	1	0	1	2	3	1	0	0	2	
6	1	3	3	2	0	0	1	1	3	3	0	0	0	

イ 乳幼児こころの相談：児童精神科医による情緒・精神発達に関する相談

区分 年度	実 施 回 数	受 診 数		指 導 区 分 (延)										
		実 数	延 数	(問 放 置 可 し)	(て 再 経 過 観 察 に 来 る)	こ こ ろ の 相 談 に 関 与 す る	(要 精 検 ・ 要 療 育 指 導)	要 精 検 ・ 要 療 育	他 機 関 紹 介				保 育 園 他	フ ォ ロ ー の 保 健 師 等
									児 童 発 達 支 援	教 こ と ば ら し い 支 援 セ ン タ ー	市 発 達 障 害 者	児 童 相 談 所		
5	71	203	210	1	13	7	170	0	1	1	0	1	17	
6	69	198	201	1	6	3	181	0	0	0	0	1	10	

ウ 乳幼児あゆみ教室：運動発達の遅れが気になる乳幼児に対して、専門の指導員、保健師等による日常生活習慣の中での関わり方や、体操による発達アドバイスを行う教室。

エ 親子いきいき教室：情緒・精神発達に問題が疑われる児や子育てに不安を有する保護者に対して児童精神科医・臨床心理士・保育士・保健師等による親子のふれあいや、集団生活等の指導を通して児の発達を促し、育児を見直す教室。

(単位：組)

	区分 年度	実 施 回 数	来所数		来所時年齢				教室終了時事後方針(重複あり)								
			実	延	0	1	2	3	放	保	教	乳	保	医	児	児	転
			数	数	歳	歳	歳	歳	置	健	室	幼	育	療	童	童	出
乳 幼 児	5	12	14	57	2	12	0	0	0	8	3	0	2	1	0	0	1
あゆみ教室	6	12	17	52	4	13	0	0	0	9	5	0	0	3	0	0	0
親 子	5	12	21	81	0	2	19	0	0	7	0	9	0	5	0	0	0
いきいき教室	6	12	19	68	0	4	15	0	0	6	0	3	2	11	0	0	0

オ MCG（母と子のグループミーティング）

育児不安や、育児困難感を抱える母親たちが同じ悩みを持つ母親と話し合い、自らの課題に気づくことで、親子関係を見直し虐待を未然に防止することを目的とする。

区分 年度	実施回数	母		子	
		実数	延数	実数	延数
5	24	20	75	19	38
6	24	18	76	16	51

4 医療等援護

(1) 未熟児養育医療の給付

入院療育の必要な乳児に対し、医療給付を行うものであり、出生体重が 2,000g 以下または生活力が特に薄弱な未熟児が対象となる。[母子保健法第 20 条]

◎ 出生体重別給付新規認定数

出生体重 年度	総 数		1,000g以下	1,001～ 1,500g	1,501～ 2,000g	2,001～ 2,500g	2,501g以上
		対前年度比(%)					
5	125	80.6	10	18	55	16	26
6	136	108.8	18	25	43	26	24

(2) 自立支援医療（育成医療）の給付（中核市移行に伴い、平成 8 年度より市が実施）

身体に障害のある児童に対して障害を除去し、生活の能力を得るために必要な医療の給付を行うものであり、身体障害者福祉法で掲げる程度の障害を持つ又は放置により将来において同程度の障害を残すと認められる児童が対象となる。[障害者総合支援法第 58 条、岡山市自立支援医療費（育成医療）支給認定実施要綱]

◎ 自立支援医療（育成医療）給付認定数

疾患 年度	総 数		肢体不 自由な もの	視覚障 害によ るもの	聴覚・平 衡機能 障害に よるもの	音声・言 語・そし やく機 能障害 によるもの	心臓障 害によ るもの	腎臓障 害によ るもの	小腸機 能障害 によるもの	その他の 内臓障 害によ るもの	免疫機 能障害 によるもの	肝臓機 能障害 によるもの
		対前年度比(%)										
5	96	147.6	3	13	1	61	12	0	1	3	0	2
6	79	82.3	7	18	2	28	12	0	4	7	0	1

(3) 不妊に悩む方への特定治療支援事業（旧 特定不妊治療費助成事業）

不妊治療のうち、体外受精及び顕微授精については、1 回の治療費が高額であり、その経済的負担が大きいことから十分な治療を受けることが出来ず、子どもを持つことを諦めざるを得ない方も少なくないことから、治療に要する費用の一部を助成するものとして、平成 16 年 10 月 1 日から令和 3 年度まで事業を実施した。

その間、平成 28 年 1 月分から初回特定不妊申請の助成額の拡充と男性不妊治療を助成、令和 3 年 1 月分から助成対象者・回数の算定方法の変更や助成額の増額など事業を拡充したが、令和 4 年 4 月以降、保険適用となり本事業は終了。令和 4 年度は移行期の経過措置として、令和 3 年度以前から令和 4 年度にかけて行った保険適用外の治療について助成しており、令和 5 年度助成件数は、経過措置分の申請期限（令和 5 年 4 月末）までの助成件数である。

年 度	助 成 件 数
5	6
6	

(4) 不育症治療費助成事業

不育症に悩む夫婦に対して不育症の検査・治療費（保険適用外）の一部を助成している。令和 2 年 7 月から事業実施。令和 2 年 4 月 1 日以降に開始した検査・治療から助成の対象とする。

年 度	助 成 件 数
5	35
6	59

5 おやこクラブの育成

◎ おやこクラブネットワーク

市内に居住する乳児から就園前の幼児とその親を対象に、こどもたちの健やかなところと体を育てるため、保護者同士が子育ての楽しさや悩みを共感しながら、親子の仲間づくりをすすめる活動している。

平成 18 年度から合併地区である御津・灘崎地区おやこクラブを、平成 20 年度から建部地区おやこクラブを加え、平成 21 年度には瀬戸地区おやこクラブを加えるとともに、政令指定都市への移行に伴い、組織体制を 6 ブロックから 5 ブロック体制としたが、平成 25 年度から 6 ブロック体制に戻し活動している。また、ブロックの名称を「北区中央ほしブロック」「北区北ゆきブロック」「中区つきブロック」「東区はなブロック」「南区西そらブロック」「南区南おひさまブロック」と決め、地区活動のほか、ブロック別交流会等のブロック活動やネットワーク全体の活動を繰り広げている。その中で地域における子育てグループリーダーの育成や子育てグループ活動の事業を市から委託を受けて実施している。

1 会員数（※会員数は令和 6 年 9 月現在）

年度 \ 区分	地区数	会員数	会員数内訳	
			親	子
5	45	992	463	529
6	43	884	417	467

2 ブロック別会員数

ブロック名	会員数(親+子)	
北区中央ほし	307	(147+160)
北区北ゆき	140	(67+73)
中区つき	110	(51+59)
東区はな	93	(43+50)
南区西そら	121	(55+66)
南区南おひさま	113	(54+59)
計	884	(417+467)

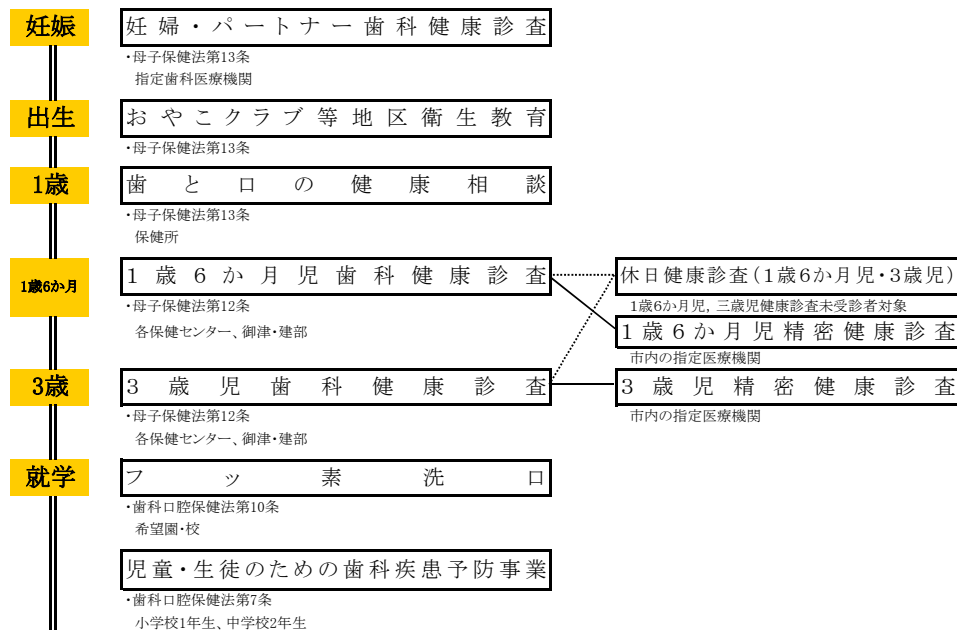
第2節 歯科保健事業

口腔の健康は、国民が健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たしているとともに、国民の日常生活における歯科疾患の予防に向けた取組が、口腔の健康の保持にきわめて有効である。

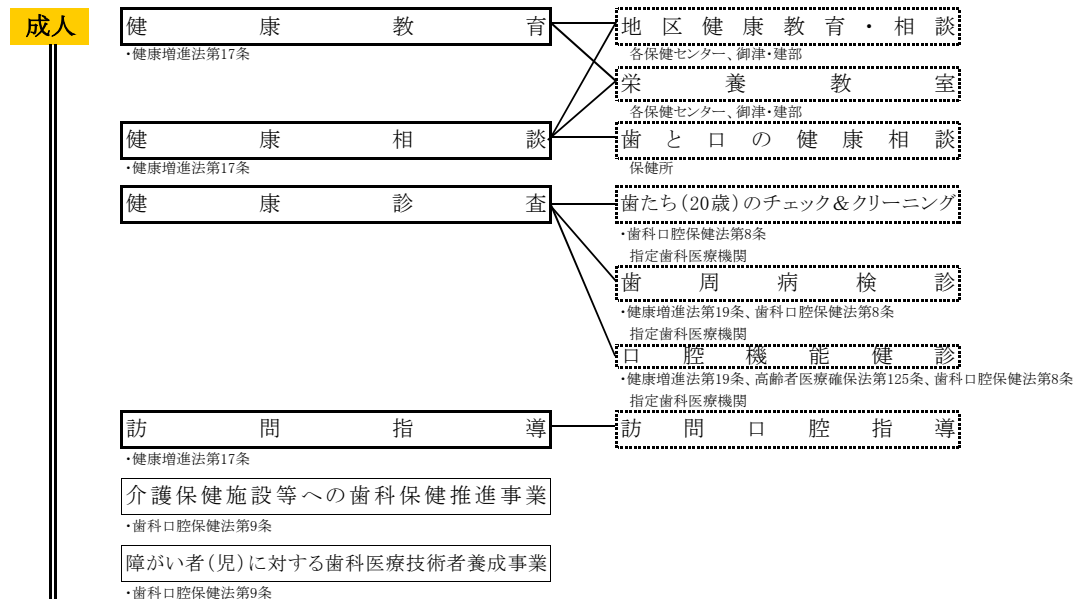
歯科保健事業は、歯科口腔保健の推進に関する法律に基づき、①国民が、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進すること、②乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能の状態及び歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進すること、③保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連施策の有機的な連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的に歯科口腔保健を推進すること、を基本理念として行う。

岡山市歯科保健事業の体系(令和7年4月1日現在)

<母子歯科保健事業>



<成人・高齢者歯科保健事業>



<その他>

実習生・歯科医師臨床研修指導
 歯科衛生士養成校2校
 岡山大学病院臨床研修歯科区

1 母子歯科保健事業

ア 妊婦・パートナー歯科健康診査（平成 27 年 10 月～）

妊婦とそのパートナーを対象に、自身と生まれてくる子どもの口腔衛生の向上を目的に、受診票つづりに歯科健康診査票を追加し、妊娠期間中に 1 回、指定歯科医療機関で実施している。

年度	妊婦	パートナー
5	1,710	768
6	1,621	724

イ 小学校等におけるフッ素洗口

永久歯のむし歯予防のためフッ素洗口（ブクブクうがい）を実施している。

年度	保育園	幼稚園	認定こども園	小学校	中学校	合計
5	4	1	3	2	1	11
6	3	0	4	2	1	10

ウ 母子に対する歯科衛生教育（おやこクラブ、幼稚園児、保護者を対象）

年度	実施回数	人数
5	56	1,184
6	50	1,130

2 成人・高齢者歯科保健事業

ア 介護保健施設等への歯科保健推進事業（令和 4 年度～）

介護保険施設等の利用者である高齢者及び要介護者は、歯科検診や治療、口腔保健指導等を受けにくい状況にあるため、歯科検診及び口腔ケアに関する指導等を行うことで、口腔機能の維持向上を図る。（参加施設数：令和 4 年度 2 施設、令和 5 年度 7 施設、令和 6 年度 20 施設）

イ 障害者（児）に対する歯科医療技術者養成事業

障害者（児）への歯科治療に関して、様々な状態に応じた知識や技術を有する歯科専門職を育成し、市内の歯科診療所で、むし歯や歯周病といった一般的な治療（1 次治療）が行えるようにすることにより、岡山大学病院や旭川荘などの高次医療機関において、全身麻酔を要するような 2 次、3 次治療が円滑に実施できる体制を整備する。（研修会参加者数：令和 4 年度 27 人、令和 5 年度 44 人、令和 6 年度 35 人）

ウ 口腔機能健診

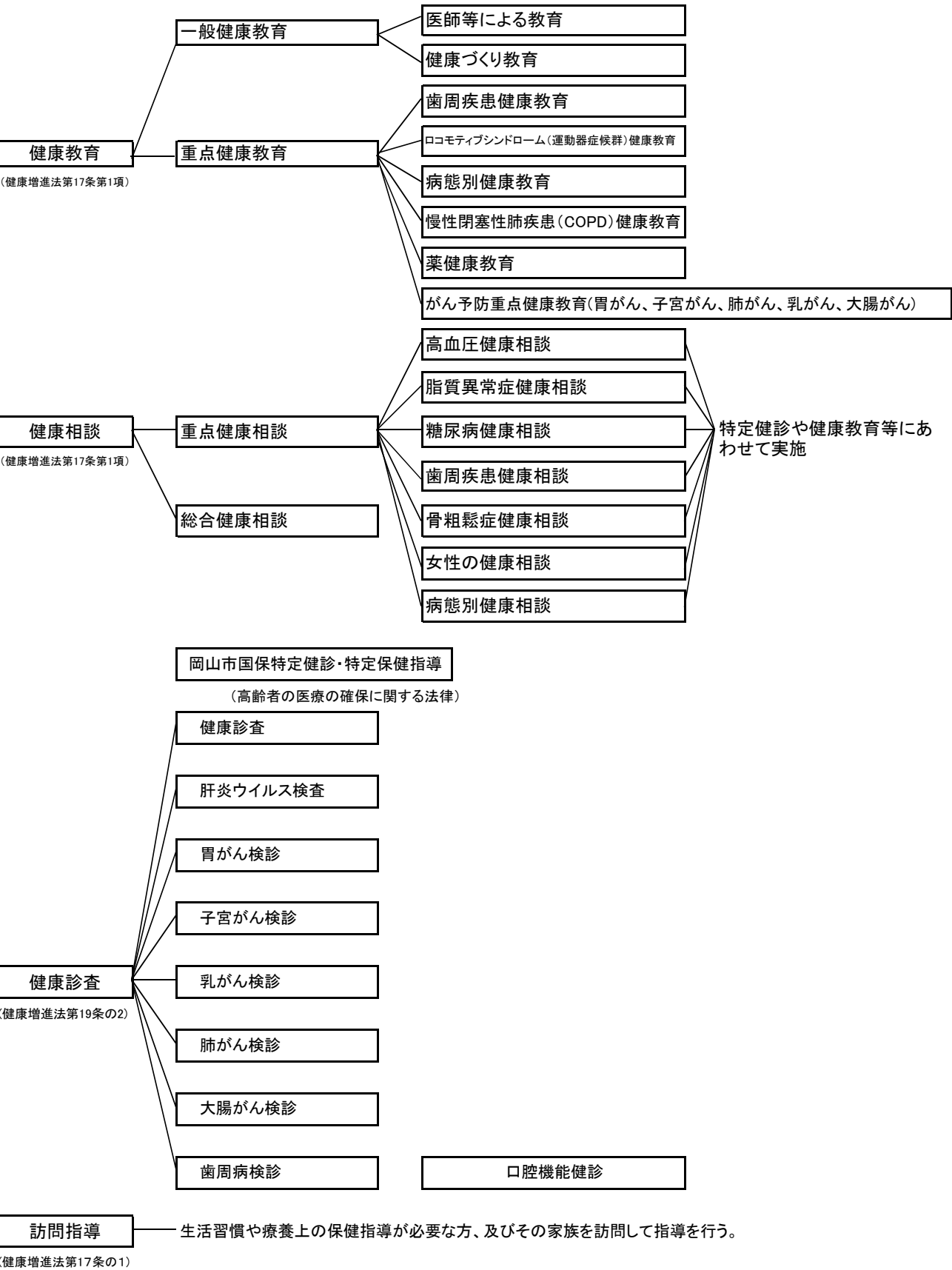
歯・歯肉の状態や口腔内の衛生状態に問題がある高齢者や、口腔機能の低下の恐れがある高齢者をスクリーニングし、詳しい検査や治療等につなげることで、口腔機能の維持・向上、全身疾患の予防等を実現することを目的として実施する。

（令和 4 年度から歯周病検診との対象年齢を組み替え、65・70・76・80 歳を対象）

第3節 健康増進事業

健康増進法に基づき、生活習慣病等の予防や早期発見に関する健康増進事業を実施する。また、高齢者の医療の確保に関する法律に基づくきめ細かな保健事業を実施する。

I 健康増進事業（令和7年度）



1 年度別健康増進事業の実施状況

事業 \ 年度	事業内容		5	6
健康教育	一般健康教育	回数	164	237
		受講者数	10,560	12,615
	重点健康教育	回数	229	232
		受講者数	7,254	8,494
	計	回数	393	469
		受講者数	17,814	21,109
健康相談	総合健康相談	回数	3,777	3,365
		受講者数	4,112	3,974
	重点健康相談	回数	154	126
		受講者数	245	234
	計	回数	3,931	3,491
		受講者数	4,357	4,208
健康診査	後期高齢者・生保健診		12,715	14,135
	肝炎ウイルス検査		5,625	5,477
	胃がん検診		11,139	11,048
	子宮がん検診		17,468	17,531
	乳がん検診		13,692	14,060
	肺がん検診		46,682	46,780
	大腸がん検診		37,387	37,567
訪問指導	実人員		151	54
	延人員		197	101

2 健康教育

健康教育は、生活習慣病の予防、健康増進等に関する正しい知識の普及を図ることにより「自らの健康は自らがつくる」という認識と自覚を高め、壮年期からの健康の保持増進に役立てることを目的として実施している。

令和6年度

区 分	内 容	回数	受講者数	64 歳以下 (再掲)
	一般健康教育	237	12,615	8,275
重 点 健 康 教 育	歯周疾患	73	2,245	679
	ロコモティブシンドローム	10	405	90
	病態別	142	5,288	995
	薬	0	0	0
	慢性閉塞性肺疾患 (COPD)	7	556	511
合 計		469	21,109	10,550

3 健康相談

健康相談は、心身の健康に関する個別の相談に応じて必要な指導及び助言を行い、家庭における健康管理に役立てることを目的として実施している。

令和6年度

区 分	内 容	回数	受講者数	64 歳以下 (再掲)
重 点 健 康 相 談	高血圧	11	28	7
	脂質異常症	7	7	1
	糖尿病	15	21	6
	歯周疾患	70	155	56
	骨粗鬆症	16	16	0
	女性の健康	1	1	0
	病態別	6	6	1
総合健康相談		3,365	3,974	3,045
合 計		3,491	4,208	3,116

4 健康診査

健康診査は、がん、心臓病、脳卒中等の疾病を予防する対策の一環として、これらの疾患の早期発見を図るため、これらの疾患の疑いのある者又は危険因子をもつ者をスクリーニングするとともに、単に医療を要する者の発見だけでなく、健康診査の結果、必要な者に対して栄養や運動等に関する保健指導、健康管理に関する正しい知識の普及を行うことによって、早期からの健康についての認識と自覚の高揚を図ることを目的として実施している。

(1) 健康診査年度別受診者数

区分 \ 年度		4	5	6
後期高齢者・生保健診	集団検診	7	7	6
	医療機関	12,537	12,708	14,129
	計	12,544	12,715	14,135
肝炎ウイルス検査	集団検診	101		
	医療機関	6,343	5,625	5,477
	計	6,444	5,625	5,477
胃がん検診	集団検診	715	633	468
	医療機関	10,483	10,506	10,580
	計	11,198	11,139	11,048
子宮がん検診	集団検診	403	419	365
	医療機関	16,306	17,049	17,166
	計	16,709	17,468	17,531
乳がん検診	集団検診	753	782	718
	医療機関	12,492	12,910	13,342
	計	13,245	13,692	14,060
肺がん検診	集団検診	6,475	6,288	6,069
	医療機関	41,506	40,394	40,711
	計	47,981	46,682	46,780
大腸がん検診	集団検診	5	6	2
	医療機関	37,406	37,381	37,565
	計	37,411	37,387	37,567
歯周病検診	医療機関	103	125	103
口腔機能健診	医療機関	337	394	467

(2) 健康診査受診結果（令和 6 年度）

ア 岡山市国民健康保険特定健康診査・特定保健指導

令和 7 年 3 月報告分現在

1. 特定健康診査受診者数

特定健診

年齢	受診者数 (人)	(内訳)(人)	
		男性	女性
40～44 歳	1,321	589	732
45～49 歳	1,411	667	744
50～54 歳	1,833	806	1,027
55～59 歳	1,813	775	1,038
60～64 歳	3,039	1,098	1,941
65～69 歳	7,159	2,933	4,226
70～74 歳	12,578	5,308	7,270
計	29,154	12,176	16,978

35 歳からの健診

年齢	受診者数 (人)	(内訳)(人)	
		男性	女性
35 歳	117	35	82
36 歳	115	48	67
37 歳	120	56	64
38 歳	134	56	78
39 歳	140	63	77
計	626	258	368

特定健診受診券 交付総数 92,139 人

受診率 31.6%

35 歳からの受診券 交付総数 5,517 人

受診率 11.3%

2. メタボリックシンドローム該当者数

年齢	基準該当		予備群該当	
	数(人)	出現率	数(人)	出現率
40～44 歳	102	7.7%	138	10.4%
45～49 歳	166	11.8%	179	12.7%
50～54 歳	268	14.6%	231	12.6%
55～59 歳	348	19.2%	201	11.1%
60～64 歳	551	18.1%	319	10.5%
65～69 歳	1,647	23.0%	894	12.5%
70～74 歳	3,160	25.1%	1,439	11.4%
計	6,242	21.4%	3,401	11.7%

メタボリックシンドローム

非該当者数 19,462人

判定不能 49人

3. 血圧区分（高血圧治療ガイドライン 2019）

特定健診

区分	数(人)	構成比(%)
正常血圧	8,143	27.9%
正常高値血圧	4,953	17.0%
高値血圧	7,991	27.4%
I 度高血圧	6,048	20.7%
II 度高血圧	1,627	5.6%
III 度高血圧	392	1.3%
計	29,154	100.0%

35 歳からの健診

区分	数(人)	構成比(%)
正常血圧	393	62.8%
正常高値血圧	89	14.2%
高値血圧	96	15.3%
I 度高血圧	41	6.5%
II 度高血圧	5	0.8%
III 度高血圧	2	0.3%
計	626	100.0%

4. 健診項目別受診状況

特定健診					35 歳からの健診			
検査項目		受診者数 (人)	有所見者 (受診勧奨判定値)		受診者数 (人)	有所見者 (受診勧奨判定値)		(参考基準値)
			人数	出現率		人数	出現率	
肥満	腹囲	29, 145	10, 642	36. 5%	626	165	26. 4%	男性 85cm 以上、女性 90cm 以上
	BMI	29, 150	7, 634	26. 2%	626	161	25. 7%	25 以上
脂質	LDL	29, 153	7, 957	27. 3%	626	122	19. 5%	140mg/dl 以上
	HDL	29, 154	237	0. 8%	626	7	1. 1%	34mg/dl 未満
	中性脂肪	29, 154	877	3. 0%	626	27	4. 3%	300mg/dl 以上
肝機能	AST	29, 154	576	2. 0%	626	8	1. 3%	51IU/l 以上
	ALT	29, 154	1, 103	3. 8%	626	46	7. 3%	51IU/l 以上
	γ-GT	29, 154	1, 313	4. 5%	626	30	4. 8%	101IU/l 以上
代謝系	空腹時血糖	20, 711	1, 322	6. 4%	530	9	1. 7%	126mg/dl 以上
	HbA1c	29, 027	2, 814	9. 7%	621	8	1. 3%	6. 5%以上 (NGSP 値)
尿腎機能	糖	29, 114	1, 682	5. 8%	622	4	0. 6%	－、±以外
	蛋白	29, 124	1, 575	5. 4%	622	34	5. 5%	－、±以外

5. 特定保健指導の実績（国への報告値）

動機付け支援	年度	対象者数	利用者数	利用率	終了者数
	令和 3 年度	2, 906	342	11. 8%	269
	令和 4 年度	2, 671	346	13. 0%	291
	令和 5 年度	2, 517	326	13. 0%	298

積極的支援	年度	対象者数	利用者数	利用率	終了者数
	令和 3 年度	856	56	6. 5%	40
	令和 4 年度	763	61	8. 0%	49
	令和 5 年度	757	75	9. 9%	57

イ 後期高齢者・生保健診

◎受診者数(人)

年齢	後期高齢者健診	生保健診	合計
40～44 歳		39	39
45～49 歳		43	43
50～54 歳		88	88
55～59 歳		78	78
60～64 歳		76	76
65～69 歳	12	87	99
70～74 歳	17	96	113
75～79 歳	6,549	87	6,636
80～84 歳	4,089	64	4,153
85～89 歳	1,823	40	1,863
90～94 歳	732	19	751
95～99 歳	177	2	179
100 歳以上	17	0	17
計	13,416	719	14,135

後期高齢者健診対象者数
99,351 人(R6.4.1 時点)
受診率 13.5%

◎ 総合判定の要指導・要精検者数

項目	要指導数(人)・出現率		要精検・治療数(人)・出現率		計	
心疾患	114	0.8%	493	3.7%	607	4.5%
高血圧	2,027	15.1%	4,799	35.8%	6,826	50.9%
腎臓病	695	5.2%	320	2.4%	1,015	7.6%
糖尿病	2,552	19.0%	1,680	12.5%	4,232	31.5%
肝臓病	1,437	10.7%	359	2.7%	1,796	13.4%
貧血	123	0.9%	93	0.7%	216	1.6%
脂質異常症	2,901	21.6%	3,247	24.2%	6,148	45.8%

異常なし：2,334 人 出現率 17.4%

◎ 口腔機能

	問診項目	該当者数(人)	出現率
嚥下機能	お茶や汁物でむせることがある	2,714	20.2%
咀嚼機能	半年前に比べ固いものが食べにくい	3,199	23.8%

◎ 栄養状態

	BMI	血清アルブミン値		
	20.0 以下	3.6 以下	3.7～4.0	4.1 以上
該当者数(人)	2,830	937	4,359	8,120
出現率	21.1%	7.0%	32.5%	60.5%

◎ 低栄養フォローアップ事業

健診結果に基づき、各指導区分の対象者へ個別アプローチを実施

種別	実施内容	件数
情報提供	低栄養予防の教育資材を個別送付	1,624
保健指導	訪問による栄養指導(岡山県栄養士会へ委託)	68
受診勧奨	Alb 3.6 以下の者へ医療機関受診勧奨を通知(転出入除く)	779

ウ 肝炎ウイルス検査

令和 6 年度

節目検査	年齢 (歳)	受診者数				C 型				C 型 陽性率 (%)	B 型		B 型 陽性率 (%)
		総人数	C + B 型	C 型の み	B 型の み	高力 価	中 低 力 価・HCV 核酸陽性	中 低 力 価・HCV 核酸陰性	陰性		陽性	陰性	
	40	6	6	0	0	0	0	4	2	0.00%	0	6	0.00%
節目外検査	年代 (歳)	受診者数				C 型				C 型 陽性率 (%)	B 型		B 型 陽性率 (%)
		総人数	C + B 型	C 型の み	B 型の み	高力 価	中 低 力 価・HCV 核酸陽性	中 低 力 価・HCV 核酸陰性	陰性		陽性	陰性	
	40	1,999	1,973	21	5	2	1	265	1,726	0.15%	4	1,974	0.20%
	50	1,572	1,540	26	6	0	4	117	1,445	0.26%	4	1,542	0.26%
	60	1,741	1,713	23	5	2	0	97	1,637	0.12%	4	1,714	0.23%
	70～	159	156	0	3	0	1	14	141	0.64%	1	158	0.63%
	小計	5,471	5,382	70	19	4	6	493	4,949	0.18%	13	5,388	0.24%
合計		5,477	5,388	70	19	4	6	497	4,951	0.18%	13	5,394	0.24%

エ 胃がん検診

◎受診者数（エックス線検査）

令和 6 年度

年代 (歳)	受 診 者数	要精検 者数	精密検査結果						進行期区分		
			精検受診 数	異 常 認 め ず	が ん	が ん の 疑 い	そ の 他 悪 性 腫 瘍	が ん 以 外 の 疾 患	早 期 が ん	進 行 が ん	不 明
			(要精検率)								
50	942	20	14	2	2	0	1	9	1	1	0
		2.1%	70.0%								
60	1,597	39	32	3	0	0	2	27	0	0	0
		2.4%	82.1%								
70～	2,488	103	85	7	6	2	2	68	4	2	0
		4.1%	82.5%								
計	5,027	162	131	12	8	2	5	104	5	3	0
		3.2%	80.9%								

◎受診者数（内視鏡検査）

令和 6 年度

年代 (歳)	受 診 者数	要精検 者数	精密検査結果						進行期区分		
			精検受診 数	異常認め ず	が ん	が ん の 疑 い	そ の 他 悪 性 腫 瘍	が ん 以 外 の 疾 患	早 期 が ん	進 行 が ん	不 明
			(要精検率)								
50	748	48	47	9	1	0	2	35	1	0	0
		6.4%	97.9%								
60	1,470	143	134	24	3	4	1	102	3	0	0
		9.7%	93.7%								
70～	3,803	383	344	49	16	9	6	264	12	3	1
		10.1%	89.8%								
計	6,021	574	525	82	20	13	9	401	16	3	1
		9.5%	91.5%								

オ 子宮がん検診

◎受診者数

令和 6 年度

年代 (歳)	受診者数(人)		要精検者数(人)				頸部精 検率(%)	精検	
	頸部	体部 (再掲)	視診・ 内診	頸部	体部	頸部 体部		精検受診数 (人)	精検受診率 (%)
20	826	3	6	39	0	0	4.7%	35	77.8%
30	1,677	34	8	55	0	0	3.3%	45	71.4%
40	4,137	210	33	91	2	0	2.2%	67	53.2%
50	4,752	353	33	46	2	0	1.0%	33	40.7%
60	3,818	204	18	24	1	0	0.6%	20	46.5%
70～	2,321	103	4	10	2	0	0.4%	10	62.5%
計	17,531	907	102	265	7	0	1.5%	210	56.1%

◎精密検査結果（延べ件数）

令和 6 年度

年代(歳)	異常認めず	AIS と CIN (※)	子宮頸部 がん	子宮体部 がん	確定できず	その他の疾病
20	17	12	0	0	5	1
30	20	19	0	0	5	1
40	37	22	0	0	7	1
50	19	10	1	0	3	0
60	7	7	0	0	3	3
70～	4	1	2	1	2	0
計	104	71	3	1	25	6

※AIS と CIN：上皮内腺がん、上皮内腫瘍、異形成分類（CIN1～CIN3）を含む

カ 乳がん検診

◎受診者数(マンモグラフィ併用)

令和 6 年度

年代(歳)	受診者数 (人)	構成比	要精検者数 (人)	要精検率	精検	
					精検受診数 (人)	精検受診率
40	3,833	27.3%	305	8.0%	272	89.2%
50	3,748	26.7%	251	6.7%	223	88.8%
60	3,463	24.6%	188	5.4%	167	88.8%
70～	3,016	21.5%	116	3.8%	106	91.4%
計	14,060	100.0%	860	6.1%	768	89.3%

◎精密検査結果(延べ件数)及び乳がんTNM病期

令和 6 年度

年代 (歳)	異常 認めず	乳がん	がんの 疑い	その他	TNM 病期					
					0	I	II	III	IV	不明
40	58	8	32	174	3	3	1	0	1	0
50	70	12	22	119	3	5	1	0	1	2
60	70	15	8	74	7	5	2	1	0	0
70～	38	14	8	46	2	9	2	0	0	1
計	236	49	70	413	15	22	6	1	2	3

キ 肺がん検診

◎受診者数

令和6年度

年代(歳)	受診者数(人)(喀痰再掲)		要精検者数 (人)	要精検率	精検受診者数 (人)	精検受診率
	読影	喀痰				
40	3,165		33	1.0%	27	81.8%
50	4,630	57	60	1.3%	48	80.0%
60	9,825	169	243	2.5%	196	80.7%
70～	29,160	469	1,090	3.7%	734	67.3%
計	46,780	695	1,426	3.0%	1,005	70.5%

◎精密検査結果別人員及び肺がん組織型

令和6年度

年代 (歳)	異常認めず	扁平上皮癌	腺癌	小細胞癌	大細胞癌	その他肺がん	転移性肺腫瘍	肺がんの疑い	肺良性腫瘍	縦隔腫瘍	肺結核 (活動・非活動)	胸膜プラーク	びまん性胸膜肥厚	その他
40	13	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	13
50	20	0	0	0	0	0	0	2	2	2	0	0	0	22
60	77	0	1	0	0	0	1	8	7	0	1	1	1	99
70～	223	3	7	0	1	2	2	30	14	3	12	15	4	418
計	333	3	8	0	1	2	3	40	24	5	13	16	5	552

ク 大腸がん検診

令和6年度

年代 (歳)	受診者数	要精検者数	精密検査結果						進行期区分		
			精検受診数	異常認めず	がん	がんの疑い	その他悪性腫瘍	がん以外の疾患	早期がん	進行がん	不明
			精検受診率(%)								
40	2,772	149	91	41	1	1	0	48	1	0	0
		5.4%	61.1%								
50	4,156	234	159	42	3	1	0	113	2	1	0
		5.6%	67.9%								
60	8,378	478	354	112	8	4	0	230	4	4	0
		5.7%	74.1%								
70～	22,261	1,776	983	222	46	4	0	711	17	29	0
		8.0%	55.3%								
計	37,567	2,637	1,587	417	58	10	0	1,102	24	34	0
		7.0%	60.2%								

ケ 歯周病検診・口腔機能健診

歯周病検診

年齢	受診者数		判定		
	男	女	異常なし	要指導	要精検
30	1	4	1	2	2
35	0	5	3	0	2
40	6	9	2	3	10
45	4	1	1	0	4
50	9	14	6	5	12
55	10	16	0	5	21
60	5	19	2	5	17
計	35	68	15	20	68

口腔機能健診

年齢	受診者数		判定		
	男	女	異常なし	要指導	要精検
65	121	176	24	9	264
70	46	80	7	6	113
76	11	21	0	0	32
80	5	7	0	0	12
計	183	284	31	15	421

コ がん検診精検受診勧奨事業

個別勧奨対象者：個別検診（胃エックス線・大腸がん・肺がん・乳がん検診）および集団検診の判定が「要精検」の者のうち、精検報告書が返送されていない者に対し、精検受診勧奨文および精検受診状況調査票を送付した。

検診機関結果把握：胃内視鏡検診および子宮がん検診は、一次検診実施機関で精密検査を受ける者が多いことから、精検結果未把握の者について、一次検診実施機関に対して、精検実施の有無や実施の場合は精検結果通知書の提出を依頼した。

令和6年度	受診勧奨文送付数	返送数
個別勧奨	1,951 件	1,232 件
検診機関結果把握	86 件(延べ 40 機関)	48 件

サ 肝炎ウイルス検査陽性者フォローアップ事業

対象者：岡山市肝炎ウイルス検査陽性者

令和6年度陽性者	陽性者数	把握数	同意数	受診等の状況把握 (電話での聞き取りも含める)	医療機関 受診あり
B型	13	4	1	1	1
C型	10	3	2	2	2

方法：精密検査の受診勧奨文とともに、フォローアップ事業（検査や治療状況を把握）

同意書や調査票を送付した。

5 訪問指導

訪問指導は、療養上の保健指導が必要であると認められる者及び家族等に対して保健師等が訪問して、その健康に関する問題を総合的に把握し、必要な指導を行い、これらの者の心身機能の低下の防止と健康の保持増進を図ることを目的として実施している。

令和6年度

区分		実人数	延人数	64歳以下(再掲)	
				実人数	延人数
要指導者等		40	61	21	28
個別健康教育対象者		0	0	0	0
閉じこもり予防		0	0	0	0
介護家族者		1	1	1	1
寝たきり者	計	0	0	0	0
	口腔衛生指導(再掲)	0	0	0	0
	栄養指導(再掲)	0	0	0	0
認知症		2	11	1	1
その他		11	25	5	13
総計		54	101	28	43

6 元気の出る会

身近な小地域で、高齢者、障害者、ボランティアなどが集い、交流を図り、あたたかい共生のまちづくりをめざしている「元気の出る会」を支援している。(17 地区組織 319 人)

令和6年度

地区交流会	開催回数	参加人数(延)	地域別交流会	開催回数	参加人数(延)
	216	2,126		3	67

7 がん患者アピアランスサポート事業

がん治療に伴う脱毛等に対応するためのウィッグや乳房補整具の購入費用を補助することで、アピアランスの変化に伴う精神的負担を軽減し、がん患者の社会活動を支援するなど、療養生活の質の向上に向けた取り組みを行っている。

- ・令和6年度申請件数 344 件

Ⅱ 健康増進栄養事業

食事・運動・休養の調和のとれた生活習慣を基本として、自分の健康は自分で守るという認識のもとに、市民の健康増進意識を高め、疾病を予防し、QOLを向上させることを目的として、総合的な栄養改善・健康づくり対策を推進している。

1 栄養改善事業

乳幼児期から高齢期に至るまでの栄養指導や栄養相談を目的として実施するとともに、健康増進法に基づいて特定給食施設の指導などを実施している。

(1) 栄養運動指導実施状況

令和6年度

		個別指導人数(延)							集団指導人数(延)						
		栄			運		休	禁	栄		運	休	禁		
		養	病	訪	動	病	養	煙	養	病	動	養	煙		
		指	態	問	指	態	指	指	指	態	指	指	指		
		導	(再	指	導	(再	導	導	導	(再	導	導	導		
			掲)	導		掲)				掲)					
			別	による		別				別					
			栄	栄		運				栄					
			養	養		動				養					
			指	指		指				指					
			導	導		導				導					
実 施 数	妊産婦	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	乳幼児	130	0	3	0	0	0	0	1546 (95回)	0	0	0	0	0	0
	20歳未満 (乳幼児を除く)	0	0	0	0	0	0	0	511 (25回)	0	0	0	0	0	0
	20歳以上 (妊産婦を除く)	250	22	123	0	0	0	0	5335 (244回)	611 (40回)	155 (5回)	0	0	0	0

(2) 栄養相談実施状況

年 度	4	5	6
延 人 数	171	193	195

◎国民健康・栄養調査

調査対象:4 地区、280 世帯、486 人 調査人数:81 人

(3) 特定給食施設指導

ア 給食施設一覧

令和6年9月30日現在

		管理栄養士のみの施設		管理栄養士・栄養士どちらもいる施設			栄養士のみの施設		管理栄養士・栄養士どちらもいない施設数	施設数合計	管理栄養士・栄養士合計	調理師のいる施設		調理師のいない施設
		施設数	管理栄養士数	施設数	管理栄養士数	栄養士数	施設数	栄養士数				施設数	調理師数	
指定施設①	学 校									0	0			
	病 院	4	41	9	81	29	1	4	0	14	155	14	160	0
	介護老人保健施設									0	0			
	介護医療院									0	0			
	老人福祉施設									0	0			
	児童福祉施設									0	0			
	社会福祉施設									0	0			
	事業所									0	0			
	寄宿舎									0	0			
	矯正施設	1	1							1	1			1
	自衛隊									0	0			
	一般給食センター									0	0			
	その他									0	0			
	計	5	42	9	81	29	1	4	0	15	156	14	160	1
1回300食以上 又は1日750食以上 (指定施設①除く)②	学 校	60	60	2	2	2	18	18	0	80	82	78	247	2
	病 院	1	4	0	0	0	0	0	0	1	4	1	3	0
	介護老人保健施設									0	0			
	介護医療院									0	0			
	老人福祉施設									0	0			
	児童福祉施設	2	2	3	3	5	3	3	0	8	13	6	21	2
	社会福祉施設									0	0			
	事業所									0	0			
	寄宿舎									0	0			
	矯正施設									0	0			
	自衛隊									0	0			
	一般給食センター									0	0			
	その他									0	0			
	計	63	66	5	5	7	21	21	0	89	99	85	271	4
1回100食以上 又は1日250食以上 (①、②を除く)	学 校	13	14	1	1	1	11	11	2	27	27	23	43	4
	病 院	4	21	9	41	23	0	0	0	13	85	13	66	0
	介護老人保健施設	5	8	4	10	6	0	0	0	9	24	8	16	1
	介護医療院									0	0			
	老人福祉施設	6	13	7	10	13	1	2	0	14	38	13	29	1
	児童福祉施設	13	14	20	24	25	55	83	20	108	146	76	119	32
	社会福祉施設	1	3	1	4	1	0	0	0	2	8	2	5	0
	事業所	1	1	0	0	0	0	0	1	2	1	0	0	2
	寄宿舎	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	1
	矯正施設									0	0			
	自衛隊									0	0			
	一般給食センター									0	0			
	その他									0	0			
	計	44	75	42	90	69	67	96	23	176	330	135	278	41
その他の給食施設	学 校	3	3	0	0	0	1	1	1	5	4	4	7	1
	病 院	17	27	16	23	18	4	4	6	43	72	28	56	15
	介護老人保健施設	3	3	6	9	8	2	2	0	11	22	9	19	2
	介護医療院	0	0	2	3	2	0	0	0	2	5	1	4	1
	老人福祉施設	36	61	21	25	29	13	17	6	76	132	49	112	27
	児童福祉施設	12	15	5	5	7	24	31	21	62	58	33	46	29
	社会福祉施設	6	7	2	2	2	1	1	2	11	12	7	13	4
	事業所	1	2	0	0	0	0	0	7	8	2	6	9	2
	寄宿舎	1	2	2	2	2	1	1	1	5	7	4	7	1
	矯正施設	0	0	0	0	0	1	1	0	1	1	1	3	0
	自衛隊	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1	1	5	0
	一般給食センター									0	0			
	その他	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	4	0
	計	80	121	54	69	68	47	58	45	226	316	144	285	82

イ 特定給食施設等の給食管理指導状況

特定給食施設等の、管理栄養士、栄養士、調理従事者に対して、栄養管理・衛生管理について集団又は個別の相談・指導を実施している。

また、特定給食施設栄養報告書を提出している施設の栄養士・給食責任者に対して、栄養管理について相談・指導を実施している。

令和6年度

	指 定 施 設									指定施設以外の 特定給食施設					その他の 給食施設	
	指導・ 助言件数		立 入 検 査 件 数	勧告 件数		命令 件数		罰則処 分件数		指 導 ・ 助 言 件 数	立 入 検 査 件 数	勧 告 件 数	命 令 件 数	罰 則 処 分 件 数	指 導 ・ 助 言 件 数	立 入 検 査 件 数
	管 理 栄 養 士 配 置	栄 養 管 理		管 理 栄 養 士 配 置	栄 養 管 理	管 理 栄 養 士 配 置	栄 養 管 理	管 理 栄 養 士 配 置	栄 養 管 理							
学 校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
病 院	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
介護老人保健施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
介 護 医 療 院	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
老人福祉施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
児 童 福 祉 施 設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
社会福祉施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事 業 所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
寄 宿 舎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
矯 正 施 設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
自 衛 隊	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一般給食センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

指導、助言、立入検査等を要する案件はなかった。

(4) 健康増進法に基づく虚偽・誇大広告に関する相談・指導及び該当食品の収去

年度	相談件数	指導件数	収去件数
5	1	0	0
6	4	0	0

(5) 食品表示法に基づく栄養成分表示等に関する相談・指導及び該当食品の収去

年度	相談件数	指導件数	収去件数
5	44	4	0
6	55	4	0

2 市民の健康づくり推進事業

市民の健康については、不適正な食生活や運動不足による高血圧、糖尿病、肥満などが多く、生活習慣病が増加傾向にある。このため、岡山市栄養改善協議会に委託して各学区・地区で食生活改善事業を実施するとともに、栄養教室を開講して地区のボランティア活動を行う栄養委員の養成を実施している。

(1) 食生活改善事業実施状況

年度・区分 区分	5		6	
	学区数(延)	参加数(延)	学区数(延)	参加数(延)
総数	346	11,934	347	12,098
食育の推進	88	2,546	87	2,605
野菜摂取の推進			87	2,895
男性のための料理講習会	85	1,410	55	883
骨粗鬆症予防講習会	30	510	33	560
独り暮らし高齢者食事訪問	30	3,679	30	3,669
健康づくり普及啓発イベント	20	1,471		
生活習慣病予防講習会	56	1,123	29	694
高齢者食生活講習会	37	1,195	26	792

(2) 栄養教室開催状況

年度 区分	教 室 数	受 講 実 人 員	修 了 者 数
5	7	125	113
6	7	127	121

3 健康づくりのための運動普及推進事業

健康増進の普及を図るため、公民館等でウォーキング講座等を実施している。運動普及員養成講座や運動普及応援団づくり講座の修了生を中心とした運動普及活動の場として、地域の公民館等で運動普及事業を開催している。

(1) 運動普及事業実施状況

令和6年度

事業名	事業場所	実施回数(回)	受講人数(延)
健康づくり応援団	西大寺ふれあいセンター他	11	60

4 たばこ対策事業

(1) 健康増進法における受動喫煙防止に関する相談、指導及び助言、勧告、命令

令和6年度

	相談	指導・助言
件数	64	29

(2) 喫煙可能室設置施設届出状況

令和7年3月末 届出数 541件(内廃止7件)

(3) 屋内禁煙施設専用標識「岡山市空気のおいしい施設ステッカー」配布事業

受動喫煙を防止する環境づくりを目的として、屋内に喫煙場所を設けない施設に対し、岡山市独自で作成した標識の配布を行っている。

令和7年3月末 配布数 363件

(4) 食品営業許可新規施設への情報提供

食品営業許可新規申請窓口にて、屋内禁煙の周知徹底と受動喫煙対策についてのチラシを配布している。

令和6年度 配布数 407枚

Ⅲ 「健康市民おかやま 21」関連事業

1 「健康市民おかやま 21」推進会議

「健康市民おかやま 21」を円滑に推進するために、平成 15 年から開催している。市民、ヘルスボランティア、専門団体、学校・園、職域、保険者などの代表者 32 名で構成している。

- ・令和 6 年 6 月 令和 6 年度第 1 回健康市民おかやま 21 推進会議
健康市民おかやま 21（第 3 次）の方向性・ビジョンについて
- ・令和 7 年 2 月 令和 6 年度第 2 回健康市民おかやま 21 推進会議
ベジ・ファースト OKAYAMA プロジェクトについて活動報告

2 「健康市民おかやま 21」普及啓発部会

「健康市民おかやま 21」の普及啓発を行うために、イベント実行委員会として平成 18 年度に立ち上げた。推進会議と同様に、市民、ヘルスボランティア、専門団体、学校・園、職域などの代表者で構成している。令和元年度以降は必要時開催とし、令和 6 年度は実施なし。

3 「健康市民おかやま 21」活動評価部会

「健康市民おかやま 21」の進捗管理、活動評価を行うために平成 18 年 12 月に設置した。令和 6 年度は実施なし。

4 職域・保険者連絡会

平成 19 年度に実施した中間評価の結果、不規則な生活習慣が課題となった働き盛り世代の健康づくりを進めるために、各種団体との協議、情報交換の場として、職域・保険者連絡会を平成 21 年 12 月に立ち上げた。保険者、商工会議所、商工会など 12 名で構成しているが、令和 6 年度は実施なし。

5 地域別推進会議

6 保健センターエリアごとに推進組織が立ち上がり、それぞれの地域で目標・計画を立て、地域特性に沿った活動をしている。また中学校区や小学校区などの小単位で推進会議が立ち上がっている地域もある。

6 「健康市民おかやま 21」推進宣言施設等登録事業

「健康市民おかやま 21」の主旨に賛同し、実施することを宣言した施設、団体及び個人を登録することにより市民の健康に対する意識を向上させ、「健康市民おかやま 21」に基づいた市民の主体的な健康づくりを地域に広げることがを目的に実施している。

令和 6 年度末登録者数

施設	1,093	団体	424	個人	48,395
----	-------	----	-----	----	--------

7 令和 6 年度に実施したその他の主な事業

(1) ベジ・ファースト OKAYAMA プロジェクト

「健康市民おかやま 21（第 3 次）」計画を推進するための重点施策として、摂取量が不足している野菜に着目し、ベジ・ファースト（野菜から食べよう）をスローガンに野菜 1 日 350g

摂取を官民連携のもと目指し、自然に野菜摂取量が増える食環境整備を進める。

(2) ええとこ発見図活用による地域力の創生

ええとこ発見図を活用したウォーキング大会（各小学校区・中学校区での開催）

令和6年度実施回数：65回、延べ参加人数：3,226人

(3) 学生健康づくり応援事業

20歳代の同世代からの野菜摂取を促す普及啓発活動（ソーシャルメディアを活用した情報発信）を、健康市民おかやま21普及啓発部会に所属している学生から始めた事業である。

(4) 高齢者のための低栄養予防アドバイス事業

高齢者の低栄養を予防するため、岡山市栄養改善協議会へ委託し、一人暮らし高齢者に対して、訪問および高齢者食生活講習会で、アドバイスを行う事業である。

実施学区・地区数：87学区・地区 参加者数：8,676人

(5) かるうま減塩普及啓発事業

「かるうま」とは、かるい塩加減なのにおいしい（うまい）の意。

かるい塩加減に慣れることで、40歳以降の高血圧性疾患等、生活習慣病を予防することを目的とした事業である。

「減塩食品はおいしくない」というイメージを払拭する機会として、企業と連携し、減塩食品のPRを実施。

(6) 保健所フェスタ（令和6年8月2日）

働き盛り世代・子育て世代を中心に、健康づくりに関する普及啓発の機会として、健康チェックや健康市民おかやま21活動紹介をイオンモール岡山で実施。

令和6年度 延べ参加人数：376人

(7) アプリを活用した健康的な生活習慣推進事業（OKAYAMAハレ活プロジェクト）

18歳以上の在学・在勤を含む市民を対象に、スマートフォンアプリを用い、健康寿命の延伸に寄与するとされる、運動・栄養（食生活）・社会参加につながる活動にポイントを付与し、健康無関心層を含む、多くの市民が心身ともに健康になることを目指す。また、幅広い活動をポイントの対象とすることで、誰もがいつもの日常のなかで、楽しみながら自然と健康になれる環境の整備を進める。

（事業期間 令和5年8月1日～令和8年3月31日（予定））

令和6年度の参加者数 21,213人

IV 実習生・歯科医師臨床研修指導

1 実習生指導

保健師学生	吉備国際大学 4名×4週間
	岡山大学 8名×5週間
	山陽学園大学 5名×3週間
	玉野総合医療専門学校 2名×3週間
助産師学生	岡山医療センター附属岡山看護助産学校 6名×1週間
	山陽学園大学 4名×1週間
	岡山大学大学院保健学研究科 10名×1週間
栄養士学生	ノートルダム清心女子大学 18名×1週間
	美作大学 16名×1週間
	神戸女子大学 1名×1週間
歯科衛生士学生	朝日医療大学校 43名
	インターナショナル岡山歯科衛生専門学校 25名

第4節 精神保健事業

複雑化する現代社会においては、ストレスが生じやすく、自殺やアルコール関連問題、青少年の不登校やひきこもり、認知症などあらゆるライフステージで、「心の健康」をめぐる問題があり、市民の健康づくりの課題となっている。これらのことをふまえ、精神保健福祉に関する普及啓発をすすめ、関係機関との連携を図りながら、地域において精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすために事業を展開している。

I 保健所

1 精神障害者の医療

(1) 措置入院

市民や、警察官等から「自身を傷つけ、又は他人に害を及ぼすおそれがある」等との通報や申請に基づき、その状況を調査し、指定医による診察を行い、その結果入院が必要と認められた場合、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下この節において「法」という。）第29条の規定により指定都市の市長の権限で入院措置をとる。

岡山市保健所では、通報を受理すると職員が事前調査を行い、診察に同行し入院の可否に係る対応及び状況把握や家族等への指導等を行っている。

ア 通報等の処理状況（（）内は、通報等受理したもので、岡山市外に居住地がある者）

令和6年度

区分		申請通報届出件数（件）	調査により診察の必要がないと認めた者（人）	診察を受けた者（人）		
				法第29条該当症の者	法第29条該当症でなかった者	精神障害者でなかった者
一般の申請	22条	2(0)	2(0)	0(0)	0(0)	0(0)
警察官通報	23条	74(8)	32(2)	17(2)	25(4)	0(0)
検察官通報	24条	12(3)	9(2)	1(0)	2(1)	0(0)
矯正施設長等通報	26条	67(0)	66(0)	0(0)	1(0)	0(0)
合計		155(11)	109(4)	18(2)	28(5)	0(0)

※年度中に通報等がされた者であって、処理が翌年度に繰り越された者は除く。

イ 措置入院患者の状況（（）内は、通報等受理したもので、岡山市保健所が対応した岡山市外に居住地がある者）

令和6年度

区分	令和5年度末措置患者数	令和6年度新規措置患者数	令和6年度措置解除患者数	令和6年度末措置患者数
人数	9(2)	18(1)	21(3)	6(0)

(2) 医療保護入院

管内病院からの法第33条による医療保護入院者の入院届等を受理している。

法第33条に規定する医療保護入院に際して、精神障害者に家族等がいなくて、又はその意思を表示することができない場合は、市長同意による医療保護入院となる。

○入退院届届出件数

令和6年度

	家族等の同意による入院届出件数	退院届出件数
件数	2,563	2,702

○市長同意届出件数・面接件数

令和6年度

	市長同意届出件数	面接実施件数
件数	106	50

2 障害者総合支援法及び精神障害者保健福祉手帳に係る事務

(1) 自立支援医療費（精神通院）

障害者総合支援法の規定に基づき、原則、通院に係る医療費総額の9割を保険者及び公費で負担する。各保健センター、分室においては、自立支援医療費（精神通院）申請や各種変更届等の受付を行っている。

申請受付数

令和6年度

申請窓口	北区中央 保健センター	北区北 保健センター	中区 保健センター	東区 保健センター	南区西 保健センター	南区南 保健センター	御津・建部 分室	その他	合計
件数	9,789	2,691	2,369	2,340	1,473	3,198	181	31	22,072

(2) 自立支援医療費（精神通院）支払い事務

令和6年度

各医療機関、薬局等から請求のあった診療報酬の公費負担分について、支払い事務を行っている。

○支払い件数： 274,274 件 ○支払額：2,304,673 千円

(3) 自立支援給付（障害福祉サービス）・地域生活支援事業給付

障害者総合支援法の規定に基づき、保健所及び各保健センター、分室において、自立支援給付（障害福祉サービス）の申請や各種変更届等の受付・支給決定を行っている。

令和6年度

	介護給付		訓練等給付		地域相談支援給付		地域生活支援事業		計画相談事業	
	新規	更新	新規	更新	新規	更新	新規	更新	新規	更新
決定数(実)	152	1,352	594	2,050	20	167	119	642	343	2,021
計	1,504		2,644		187		761		2,364	
決定数(延)	202	2,527	833	4,636	20	250	132	787	364	2,898
計	2,729		5,469		270		919		3,262	

※集計方法を平成29年度分より手集計からシステム集計に変更。

(4) 精神障害者保健福祉手帳の交付

各保健センター、分室において、申請受付・交付事務を行っている（新規・更新・障害等級変更・市外転入）。

令和5年度

申請窓口	北区中央 保健センター	北区北 保健センター	中区 保健センター	東区 保健センター	南区西 保健センター	南区南 保健センター	御津・建部 分室	合計
申請受付数	2,429	542	453	492	278	736	32	4,962
窓口交付数	2,405	537	451	488	275	727	32	4,915

3 地域精神保健活動

(1) 普及啓発

精神保健福祉に関する知識の普及啓発により、住民の心の健康の保持増進を図るとともに、精神障害に対する偏見を解消し、障害者を地域で支える環境づくりを推進している。

自殺予防のためにゲートキーパー養成研修を行っている。保健所では、メンタルヘルスの課題が多い大学生や働き世代を中心にゲートキーパーの育成を行っている。

令和6年度

	開催回数	参加者数
健康教育	114	6,198

ゲートキーパー養成研修開催状況（再掲）

令和6年度

	開催回数	参加者数
企業向け	9	2,525
地域住民向け	54	1,493
学生向け（ワークショップ含む）	5	73
合計	66	4,091

(2) 相談・支援事業

保健所及び各保健センター、分室において、心の健康に関する相談や認知症高齢者、精神障害者の社会復帰等についての精神科医師や保健師等によるこころの健康相談や支援を実施している。

また、在宅の精神障害者に対して、保健所保健師等による家庭訪問を実施している。

ア 保健所及び各保健センター、分室への来所相談の利用状況

令和6年度

区分	実施回数	相談件数	
		実件数	延件数
相談日	25	55	55
相談日以外	10,110	8,644	10,110
合計	10,135	8,699	10,165

イ 支援状況（相談日における相談結果の分類）

令和6年度

区分	医療機関の紹介	相談継続	訪問指導	社会資源紹介	カウンセリング	その他
件数	20	10	3	8	6	18

注）複数の支援を行った場合は重複掲載。

ウ 電話相談実施状況

○相談延件数：9,999件

区分	実件数	延件数			
		認知症高齢者	その他の精神障害	アルコール依存	計
人数	463	9	1,258	63	1,330

オ 精神科専門スタッフによる訪問相談事業

令和6年度は精神科専門スタッフによる訪問相談は実施せず。

(3) 精神障害者地域交流事業

精神保健ボランティアグループ「愛月の会」が、西保健センターエリアに在住する精神障害者やその家族、また管内の家族会に呼びかけ、学習会や交流会を実施している。

令和6年度

○当事者・家族との交流：4回（延べ40人、うち1回は3会合同交流会 人数15人）

(4) 精神障害者を地域で支える共生のまちづくり事業

市民の精神障害者への理解を深め、偏見除去を促進するため、各保健センターが愛育委員会と協働し、ピアサポーターによる交流会・自主制作映画上映等を実施している。

令和6年度

○交流会及び映画上映 実施回数 ： 12回
参加者数 ： 426人

(5) 地域精神保健福祉連絡会

保健、福祉、医療関係者等の連携、資質向上の場としての地域精神保健福祉連絡会を開催している。

令和6年度

○幹事会 ： 1回
○情報交換会 ： 1回
○地域別研修会 ： 6回

(6) ケース検討会

対応の困難な事例について、関係機関相互の連携を図り、適切な支援を継続するため実施している。

令和6年度

北区中央	北区北	中区	東区	南区西	南区南	御津・建部	その他	計
250	78	74	59	57	77	12	13	620

4 社会復帰対策

回復途上にある精神障害者の社会復帰を促進するため、訪問等による相談・支援を行っている。

○社会復帰相談指導件数 : 8,774 件

令和 6 年度

(1) 当事者会、家族会活動の支援

精神障害者の病状回復や社会復帰の促進、また、不安や悩みの軽減のため、精神障害者やその家族が互いに支えあい、ともに活動する場である当事者会、家族会の育成、支援を行っている。

ア 岡山市精神障害者家族会連絡会補助金

会員間の情報交換、市民への理解と啓発活動を行っている岡山市精神障害者家族会連絡会の活動費の一部を補助している。

イ 保健所中心で結成している当事者会、家族会の状況

令和 6 年度

担 当	当 事 者 会 の 状 況		担 当	家 族 会 の 状 況	
	名 称	活 動 状 況		名 称	活 動 状 況
北区北保健センター	ふれあいハート会	休会	北区中央保健センター	NPO 法人 ふりこの会	毎月第 3 火曜日開催(8 月を除く) 総会、講演、情報交換会、研修報告、グループワーク等 11回、73人
東区保健センター	ピースハート	休会	東区保健センター	つばめの会	毎月第 3 木曜日開催 総会、話し合い、座談会等:11回、124 人 サロン:11 回、28 人 親睦会:1 回、10 人
南区西保健センター	たのしい会	休会	南区西保健センター	ひまわり会	年 4 回木曜日開催 総会、交流会、情報交換等 4 回、7人
	なのはな会 (当事者・家族合同)	毎月第 4 火曜日開催 話し合い、交流会、調理実習、レクリエーション、研修会等 9 回、43 人		なのはな会 (当事者・家族合同)	毎月第 4 火曜日開催 話し合い、交流会、レクリエーション、研修会等 9 回、43 人
精神保健係	岡精連 (岡山市精神障害者団体連絡会)	毎月第 1 金曜日開催 話し合い、企画等 9 回、72 人	精神保健係	市家連 (岡山市精神障害者家族会連絡会)	毎月第 2 月曜日開催(8 月を除く) 役員会、代表者会、家族ゼミナール等 21 回、181人
当 事 者 会 ・ 家 族 会 の 状 況					
御津	みつの会	休会			

(2) 精神障害者ピアサポート活動支援事業

令和 6 年度

精神障害のある当事者（ピア＝仲間）による相談支援が、精神障害者の不安解消や偏見解消に有効であることから、入院患者等の地域移行や在宅障害者の地域定着支援を促進するため、ピアサポーターを養成する。また、平成 26 年度よりピアサポーターの派遣を拡充して実施している。

○養成講座修了者数 : 18 人

○派遣回数 : 164 回（当事者個人、医療機関、愛育委員会、家族会、教育機関等）

○派遣人数 : 延 421 人（ピアサポーターのみ）、579 人（コーディネーター含む）

(3) 地域活動支援センターⅠ・Ⅱ・Ⅲ型事業所等への助成

令和6年度

作業・生活訓練とふれあいの場を提供し、社会適応能力の向上を図る地域活動支援センターⅠ・Ⅱ・Ⅲ型事業所等に対して運営に要する経費等を補助し、地域活動支援センターⅠ・Ⅱ型事業所を除き、通所のための交通費の一部を助成している。

○補助施設数： 9ヶ所

(4) 医療観察法（心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律）

対象者への地域支援

岡山保護観察所から依頼のあった医療観察法対象者に対し、地域社会での処遇を適正かつ円滑に実施するため、精神保健係と地区保健センター担当者にて医療機関や岡山保護観察所、関係する支援者間での会議への参加や、自宅等への訪問支援を行っている。

令和6年度

対象者数		終了者	年度末時点 対象者数	延訪問件数	会議回数	延会議 参加者数
前年度継続	新規					
15	3	5	13	50	58	689

※精神保健係対応件数のみ計上

(5) 措置入院者等の退院後支援

平成30年3月の「地方公共団体による精神障害者の退院後支援に関するガイドライン」により、措置入院等支援ニーズが高い精神障害者への退院後の社会復帰促進及びその自立と社会経済活動への参加促進のため、医療等の包括的な支援を継続的かつ確実に受けられる仕組みを整備している。

○ガイドラインに基づく退院後支援状況 （ ）内は令和5年度からの継続数

	医療機関数	実施件数	支援終了件数
令和6年度	3	13(4)	9(4)

Ⅱ こころの健康センター

1 精神保健福祉相談・支援

精神保健及び精神障害者福祉に関する相談及び指導のうち、複雑又は困難なものについて、相談を実施する。

(1) 専門相談

令和6年度

	依存症相談	思春期相談	自死遺族相談
相談者数(実)	74	9	9
相談者数(延)	292	42	134

(2) こころの電話相談

区分 年度	老人精神保健	社会復帰	アルコール	薬物	ギャンブル	ゲーム	思春期	こころの健康づくり	うつ・うつ状態	摂食障害	てんかん	その他※	計
4	21	1	64	11	57	8	36	632	70	4	73	2,693	3,670
5	33	1	56	20	44	12	24	715	363	4	61	2,782	4,115
6	31	1	56	3	50	17	18	527	486	4	87	2,516	3,796

※ 「老人精神保健」から「うつ・うつ状態」までに該当しない精神保健福祉に関する相談・支援（ひきこもり含む）

(3) 来所相談

区分 年度	老人精神保健	社会復帰	アルコール	薬物	ギャンブル	ゲーム	思春期	こころの健康づくり	うつ・うつ状態	摂食障害	てんかん	その他※	計
4	0	6	40	2	114	9	29	48	35	0	0	1,073	1,356
5	1	3	114	8	135	30	37	96	86	7	1	1,313	1,831
6	2	7	67	13	108	23	45	144	121	12	0	1,239	1,781

※ 「老人精神保健」から「うつ・うつ状態」までに該当しない精神保健福祉に関する相談・支援（ひきこもり含む）

(4) 訪問

区分 年度	老人精神保健	社会復帰	アルコール	薬物	ギャンブル	思春期	こころの健康づくり	うつ・うつ状態	摂食障害	てんかん	その他※	計
4	1	219	70	0	14	12	75	26	0	0	1,106	1,523
5	4	387	56	0	27	7	114	52	0	0	1,106	1,753
6	1	421	52	1	9	34	169	68	0	0	1,189	1,944

※ 「老人精神保健」から「うつ・うつ状態」までに該当しない精神保健福祉に関する相談・支援（ひきこもり含む）

(5) 診察

区分 年度	診察		往診	
	実人数	延人数	実人数	延人数
4	52	463	30	513
5	61	447	33	539
6	73	515	36	702

2 地域での支援体制の基盤づくり

(1) 地域関係機関への技術援助

地域精神保健活動を推進するため、関係諸機関に対し専門的立場から、積極的な技術指導及び技術援助を行う。

○技術指導及び技術援助件数

区分 年度	保健所	市町村	福祉事務所	医療施設	介護老人施設	障害者支援施設	社会福祉施設	その他	計
4	550	96	193	1,504	1	31	16	1,388	3,779
5	483	181	142	1,609	7	55	29	1,717	4,223
6	461	146	117	1,371	26	30	58	1,723	3,932

(2) 人材育成

精神保健福祉業務に従事する職員等に、専門的研修等の人材育成を行い、技術水準の向上を図る。

○研修会

- ・アルコール依存症支援者専門研修 開催回数 4回 参加者数 140人（延）
- ・退院支援の研修会（ケアマネジメント研修・危機介入研修）
開催回数 2回 参加者数 110人（延）

○関係機関等への講師派遣

- ・講演会 講師派遣回数 6回

(3) 精神障害者地域支援システム整備事業

精神障害者が住み慣れた地域を拠点とし、本人の意向に沿った生活を送るため、地域生活への移行並びに地域生活を継続するために必要な支援システムを構築する。

○地域移行・地域定着支援事業

精神障害者が住み慣れた地域を拠点とし、本人の意向が尊重され充実した生活ができるように保健・医療・福祉などの関係機関が連携して支援を行い、地域生活への移行と地域生活を継続するための支援を行っている。（退院意欲向上支援については、平成30年度より地域移行支援に含む）

令和6年度

	対象者数 (実)	支援件数 (延)	支援内訳			
			訪問	電話	機関相談	面接
地域移行	49	1,226	363	74	788	1
地域定着	9	518	116	43	357	2

- ・精神科病院でのグループ活動

精神科病院への長期入院などにより退院意欲が低下している入院患者を対象に、病院やピアサポーターと協働してグループワークを行っている。

令和6年度

病院数	実施回数	参加人数
実施病院なし	—	—

○地域精神保健危機介入・継続支援体制整備事業

地域生活の維持・継続が困難となっている精神障害者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けていけるように地域支援を行っている。

令和6年度

対象者数 (実)	支援件数 (延)	支 援 内 容 内 訳				
		訪問	面接	診察/往診	機関相談	電話
15	383	104	10	34	127	108

(4) こころの健康早期支援事業

市内の中学生が精神疾患に対する正しい知識を習得することで、その誤解や偏見を防止し、更に自らが精神的不調や疾病を抱えた際に、早期に専門医療や相談支援に結びつくことを目的として、教師が精神疾患をテーマに授業を行っている。

○人権教育での取り組み（授業）

人権教育の中で精神疾患について学び、正しい知識を得ることを目的に授業を実施する。

中学校名	授業回数	対象
実施校なし	—	—

○専門研修（教職員対象）

精神疾患に関する理解を深め、早期支援に必要な知識を得るために教職員を対象に専門研修を実施する。

中学校名	回数	参加人数
実施校なし	—	—

○実践評価検討会

精神科医、教育委員会、学校関係者などで学習内容などの評価検討を行う。

中学校名	回数	参加者(実人数)	参加者(延人数)
実施校なし	—	—	—

○専門相談

精神疾患の疑いのある生徒に関して生徒自身やその家族、または教員に対し、精神科医などを派遣し専門相談を実施する。

・令和6年度：実施校なし

○事業評価検討会

中学校の授業で使用する標準版の指導案・教材等を作成するため、関連分野の専門家を招き、検討を行う。

・令和6年度：実施校なし

(5) 児童思春期精神保健対策事業

○思春期精神保健専門研修会

開催回数：1回 参加者数：55人

(6) ひきこもり対策推進事業

岡山市ひきこもり地域支援センターにおいて、ひきこもり本人や家族等への支援を実施する。

○相談支援

・延べ相談件数

令和6年度

電話相談	来所相談	訪問	手紙・メール
1018	784	390	223

・対応ケース数（実）：166 ケース

(対象者男女別) 令和6年度

男性	女性	計
134	32	166

(対象者年齢別)

令和6年度

19歳以下	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	不明	計
9	69	56	25	7	0	0	166

○家族教室（全11回）

参加者数：37人（延）

○ひきこもりサポーター派遣事業

・ひきこもりピアサポーター

令和6年度登録人数 4人

○居場所・就労支援 利用者数26人（実）

○ひきこもり支援従事者研修

開催回数：1回 参加者数：74人

(7) 依存症対策推進事業

平成30年4月に、「岡山市依存症相談支援センター」を設置。

○職域依存症対策推進事業

働き盛りの時期の多量飲酒者に早期に介入し、依存症への移行を予防するための対策を推進する。

・アルコール依存症予防早期介入実践プログラム「おいしくお酒を飲むための教室」の実施

令和6年度

プログラムA (初期介入プログラム) 講義＋グループワーク			フォローアップ (継続的介入プログラム) グループワーク			プログラムB 講義		
事業場数	回数	人数	事業場数	回数	人数	事業場数	回数	人数
4	4	79	1	1	4	3	3	131

○一般医療機関・アルコール専門病院ネットワーク化事業

一般医療機関とアルコール専門病院の連携により、一般医療機関を受診するアルコール関連問題を有する患者を、より早期にアルコール専門医療に導入するためのネットワークシステムを構築する。

- ・一般医療機関アルコール専門研修 開催回数：1回 参加者数：31人
- ・事例に学び事例でつながるアルコール専門研修 開催回数：1回 参加者数：66人
- ・岡山アルコール依存症早期支援ネットワーク会議 開催回数：3回

○薬物関連対策

薬物依存に関する知識の習得と関係機関の連携体制を構築する。

- ・薬物依存基礎研修 開催回数：1回 参加者数：26人

○ギャンブル等関連対策

ギャンブル等依存に関する知識の習得と対応能力の向上を図る。

- ・ギャンブル等依存症基礎研修 開催回数：1回 参加者数：13人
- ・ギャンブル依存症回復支援プログラム（OCAT-G）
2クール（全5回） 参加人数（実）：4人

(8) 自殺対策推進センター事業

平成21年度から取り組んできた自殺予防対策の業務内容を継続・強化し、自殺ハイリスク者支援を行うため、平成27年4月に「岡山市自殺予防情報センター」を設置した。平成29年度から「岡山市自殺対策推進センター」に名称変更。

○相談支援

- ・対応事例数（実）：110人
- ・相談件数（延）

令和6年度

来所	訪問	電話	関係機関からの相談
210	189	918	235

○機関連携

- ・救急外来への巡回相談・・・岡山市内13病院（延）12回
- ・自殺未遂者・希死念慮者に対する相談支援モデル事業（弁護士派遣事業）・・・0件
- ・暮らしとこころの相談会の開催・・・2回 相談者数（実）：25人（延）：25人

○人材育成

- ・自殺予防のための支援者研修会
こころの健康講演会を兼ねて開催
- ・自殺予防対策ゲートキーパー研修 講師派遣回数：0回 受講者数（延）：0人

○自死遺族支援

- ・わかちあいの会（自死遺族の集い）の開催
毎月1回開催 参加人数（実）10人（延）31人

- うつ病集団認知行動療法プログラム 1クール目（全8回）参加人数（実）：4人
2クール目（全8回）参加人数（実）：1人

3 こころの健康についての普及啓発

岡山市民及び支援者等に対し、精神保健福祉の知識、精神障害についての正しい知識について普及啓発を行う。

令和6年度

内 容	参加者数
こころの健康講演会 「自分を傷つけずにはいられない ～自傷行為とオーバードーズの理解と援助～」 講師：松本 俊彦 (国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所薬物依存研究部部長)	101 名

4 自立支援医療費（精神通院医療）の支給認定、発行

精神疾患により通院が必要な患者の医療費の自己負担割合が原則1割となる制度。こころの健康センターにおいて、支給認定及び受給者証発行業務を行っている。

(令和7年3月31日現在 支給認定者数)

障 害 名	ICDカテゴリー	人数
症状性を含む器質性精神障害	F0	495
精神作用物質使用による精神および行動の障害	F1	317
統合失調症、統合失調型障害および妄想性障害	F2	3,635
気分(感情)障害	F3	5,732
神経症性障害、ストレス関連障害および身体表現性障害	F4	1,996
生理的障害および身体的要因に関連した行動症候群	F5	108
成人のパーソナリティおよび行動の障害	F6	56
精神遅滞(知的障害)	F7	235
心理的発達の障害	F8	2,594
小児期および青年期に通常発症する行動および情緒の障害	F9	715
てんかん	G4	1,036
合 計		16,919

5 精神障害者保健福祉手帳の判定、発行

一定の精神障害のある方に対して、その障害を認定して手帳を交付することにより、各種の支援が受けられ、自立と社会参加の促進を図ることを目的とした制度。こころの健康センターにおいて判定及び手帳発行業務を行っている。

(令和7年3月31日現在 手帳所持者数)

等 級	1級	2級	3級	合計
人 数	522	4,201	4,293	9,016

6 精神医療審査会の運営

精神科病院へ非自発的入院をしている精神障害者(措置入院者、医療保護入院者)の人権に配慮し、適正な医療及び保護を確保するために、患者の入院の適否、処遇等について専門的かつ独立的に審査

を行う機関。医療委員 19 人、法律家委員 13 人、有識者委員 12 人で構成される(令和 7 年 3 月 31 日時点)。こころの健康センターに事務局を置く。又、精神科病院の病棟からの専用電話回線を事務局内に設置し、患者等から退院請求及び処遇改善請求の受付を行っている。

(1) 精神医療審査会審査件数(継続審査含む) 令和 6 年度

種 類	件 数
措置入院決定報告書	13
措置入院者の定期病状報告	15
医療保護入院者の定期病状報告	195
医療保護入院者の入院期間更新届	1,160
医療保護入院届	3,070
任意入院者の定期病状報告書	3
退院請求	82
処遇改善請求	24

(2) 専用電話回線による入院患者等からの相談延件数 405 件

7 入院患者訪問支援事業

精神科病院の入院者のうち、特に医療機関外の者との面会交流が途絶えやすくなることが想定されるものからの希望に基づき、精神科病院へ訪問し、入院者の体験や気持ちを丁寧に聞くとともに、入院中の生活に関する一般的な相談や必要な情報提供等を行うことで、入院者本人の孤独感や自尊心低下を解消することを目的とする事業。

令和 6 年 4 月 1 日の改正精神保健福祉法施行により法定化(任意事業)されたが、当市は令和 5 年度からモデル事業として他都市に先行して実施している。

この事業は、適切な事業運営が確保できると認められる法人に委託して実施している。(令和 6 年度からは県も同じ法人に事業を委託しており、結果、岡山県全域が同質の事業を実施することになる。訪問支援員養成研修は、市、県どちらの研修に参加しても市、県両方の「入院者訪問支援員」の資格を得ることとしている。)

(1) 訪問支援員養成研修

6 月 15 日に 1 回(2 日(講義+演習))実施

研修を修了し、「入院者訪問支援員」として登録した者 17 人

(9 月の県実施の研修に参加し登録した者 14 名)

⇒令和 7 年 3 月 31 日現在「入院者訪問支援員」登録者 112 名

(2) 訪問支援員の派遣

電話相談受付件数 97 件(毎週金曜日午後)

訪問支援員派遣件数 43 件

(3) 実務者会議の開催

個別支援のあり方や課題について、この事業の円滑な推進と更なる充実を図ることも目的とし、訪問支援員、精神科病院関係者等が協議するための会議 県と合同で 1 回開催

(5) 推進会議の開催

実務者会議の結果を受けて、この事業の実施内容の検討や見直しを行い、病院管理者等関係者の合意形成を図るための会議 1 回開催

Ⅲ その他

1 精神科救急医療体制整備事業

緊急な医療を必要とする精神障害者等のための精神科救急医療体制を確保するため、次の事業を実施している。（岡山県と共同実施）

(1) 精神科救急情報センター事業

本人、家族、警察、消防機関等からの電話による救急相談や診察・入院依頼等を早期に最も適切な救急医療に結びつけるために、県下の救急医療情報や急患の発生状況を収集し、緊急な対応を要する精神障害者等に関する相談及び指導を行うとともに、必要に応じて情報の提供や利用者と医療機関等との連絡調整を行っている。

ア 運営時間

休日（土曜日を含む）：午前 8 時 30 分～翌日の午前 8 時 30 分

平日：午後 5 時～翌日の午前 8 時 30 分

イ 実施主体

岡山県及び岡山市（委託先：地方独立行政法人 岡山県精神科医療センター）

ウ 運営体制

医師 1 名（オンコール）・医療スタッフ 2 名・事務職 1 名

エ 相談者数

年度	市内在住	市外在住（県内）	県外	不明	計
4	791	2,892	57	483	4,223
5	913	1,867	56	491	3,327
6	860	1,139	60	466	2,525

(2) 精神科病院群輪番体制整備事業

休日及び夜間に緊急な対応を要する精神障害者に対して、迅速かつ適切な医療を提供するため、精神科病院群の輪番体制により、休日及び夜間の診療体制を確保している。

ア 運営時間

休日：午前 8 時 30 分～翌日の午前 8 時 30 分

平日：午後 6 時～翌日の午前 8 時 30 分

イ 当番病院

県内を県南・県北の 2 圏域に分け、各圏域に 1 か所ずつ精神科の当番病院を置いている。

区分	当番病院	圏域構成市町村
県南圏域	河田病院、慈主病院、 林病院、万成病院、 山陽病院、倉敷仁風ホスピタル、 ももの里病院（7 病院）	岡山市、倉敷市、玉野市、瀬戸内市、備前市、赤磐市、 総社市、笠岡市、井原市、浅口市、吉備中央町、 和気町、早島町、里庄町、矢掛町（10 市 5 町）
県北圏域	さきがけホスピタル、 向陽台病院、積善病院、 希望ヶ丘ホスピタル（4 病院）	津山市、高梁市、新見市、真庭市、美作市、新庄村、 鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町 （5 市 5 町 2 村）

ウ 当番病院において入院に至った相談者数（令和 6 年度）

（単位：人）

区分	市内在住	市外在住	県外在住	不明	計
県南圏域	38	64	6	0	108
県北圏域	0	15	0	0	15
計	38	79	6	0	123

(3) 精神科救急常時対応型医療施設事業

24 時間 365 日、重度の症状を呈する精神科急性期患者に対応するため、地方独立行政法人岡山県精神科医療センターに医師や看護師を常時配置し、病床を確保することで、県内全域のバックアップを含めた休日及び夜間の診療体制を確保している。

ア 運営時間

休日：午前 8 時 30 分～翌日の午前 8 時 30 分

平日：午後 6 時～翌日の午前 8 時 30 分

イ 実施主体

岡山県及び岡山市（委託先：地方独立行政法人 岡山県精神科医療センター）

ウ 入院に至った相談者数

（単位：人）

年度	市内在住	市外在住	県外在住	不明	計
6	256	137	10	0	403

2 精神科病院に対する実地指導及び実地審査

精神病床を有する病院を対象に、精神保健福祉法及び通知等が遵守され、入院患者の人権に配慮した適正な精神医療が提供されるよう審査・調査し、指導を行っている。

○ 実施回数：定期 8 回（実地指導及び実地審査）、臨時 2 回（実地審査のみ）

病院名	精神科 病床数(床)	指定 病床数(床)	病院名	精神科 病床数(床)	指定 病床数(床)
岡山県精神科医療センター	219	0	万成病院	500	15
岡山大学病院	34	0	岡山ひだまりの里病院	180	0
慈圭病院	570	20	林道倫精神科神経科病院	278	10
河田病院	640	25	山陽病院	204	10

（R7.3.31 現在）

3 岡山市認知症疾患医療センター

地域における認知症疾患の保健医療水準の向上を図るため、岡山市認知症疾患医療センターを指定している。

指 定 先 岡山赤十字病院（岡山市北区青江二丁目１番１号）

指定期間 令和６年４月１日から令和９年３月３１日

※最初の指定年月日 平成２３年１０月１日

事業内容 鑑別診断や急性期対応など認知症専門医療の提供、認知症に関する医療相談など

令和６年度実績

○鑑別診断件数：７３８件

○専門医療相談件数：電話相談 １４９件 面接相談 ５６件

○診断後等支援件数：電話相談 ３５件 面接相談 １４件

4 岡山市障害者生活支援センター “こらーれ”（令和６年度分）

地域で生活する障害者の日常生活の相談支援、日中活動の場の提供、地域交流事業、普及啓発活動などを行い、障害者の地域生活支援、社会参加を支援している。

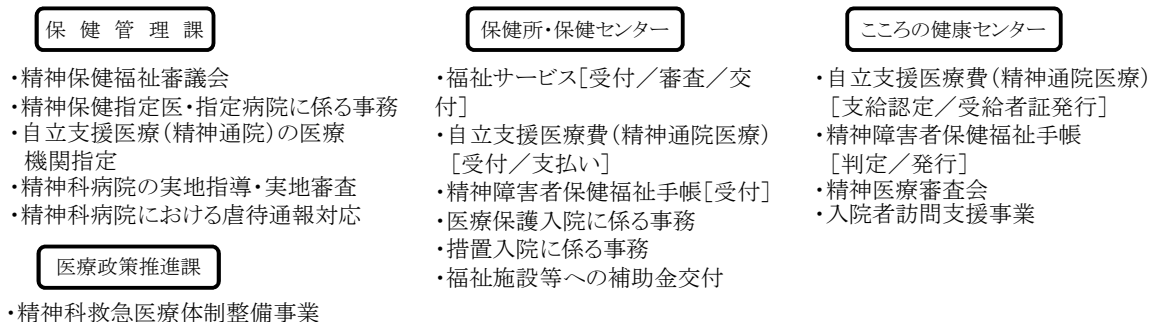
施設利用状況	登録者数 １７人、延利用者数 １,８８６人
相談支援状況	延相談件数 １,４２５件 (面接 ４５２件、電話 ６２５件、訪問 ３３２件、時間外相談件数 １６件)
日中活動の場	ミニ作業・奉仕活動・趣味の会・食事づくりの日等 ５５回
ボランティア活動支援	１回
組織育成・他団体との連携	家族会 １回、個別支援会議・連携会議 ３３６回
普及啓発	機関紙発送 １回、地域交流会 ５４回

5 岡山市精神保健事業の体系

(令和7年4月1日現在)



【その他の精神保健福祉法・障害者総合支援法関連業務】



第5節 特定保健対策事業

1 難病対策事業

(1) 医療費等の助成制度

ア 特定疾患治療研究事業

特定疾患治療研究事業に指定されている4疾病の医療費を助成する特定疾患医療受給者証交付申請書の受付等を行う。

○ 特定疾患治療研究事業疾病別認定患者数（令和7年3月末現在）

スモン（22人）、難治性肝炎のうち劇症肝炎（0人）、重症急性膵炎（0人）、プリオン病（0人）

イ 特定医療費（指定難病）

平成27年1月1日に施行された「難病の患者に対する医療費に関する法律」に規定された特定医療費（指定難病）支給認定申請の受付等を行う。（対象348疾病 令和7年4月1日現在）

特定医療費（指定難病）疾患群別年代別認定患者数（令和7年3月末現在）

疾患群	年代(歳)別認定患者数(人)									合計
	0-9	10-19	20-29	30-39	40-49	50-59	60-69	70-74	75以上	
血液系疾患	0	1	8	15	16	21	30	20	74	185
免疫系疾患	0	0	50	104	237	315	262	152	382	1,502
内分泌系疾患	0	4	26	26	28	33	33	11	39	200
代謝系疾患	0	0	4	5	11	10	18	8	39	95
神経・筋疾患	0	2	55	52	117	202	317	291	1,150	2,186
視覚系疾患	0	0	0	0	3	6	12	8	30	59
聴覚・平衡機能系疾患	0	0	1	1	0	0	0	0	0	2
循環器系疾患	0	0	25	16	26	61	52	31	59	270
呼吸器系疾患	0	0	5	10	17	39	62	39	137	309
消化器系疾患	0	9	175	235	302	344	210	103	158	1,536
皮膚・結合組織疾患	0	0	4	5	7	21	19	7	25	88
骨・関節系疾患	0	0	7	11	35	80	89	60	184	466
腎・泌尿器系疾患	0	3	29	29	65	85	56	39	50	356
染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	0	0	0	1	1	1	4	0	3	10
合計	0	19	389	510	865	1,218	1,164	769	2,330	7,264

○ 認定患者数の多い疾病

パーキンソン病（1,150人）、潰瘍性大腸炎（982人）、クローン病（360人）、全身性エリテマトーデス（346人）、後縦靭帯骨化症（263人）

ウ スモンに対するはり、きゅう及びマッサージ治療研究事業

スモン患者のはり、きゅう等の施術費を助成する治療受給申請書の受付等を行う。

○申請者数：8人（令和6年度）

(2) 地域療養の支援

ア 保健師等による相談人数（延） 令和6年度

面 接	電 話
2,209	2,428

イ 在宅療養支援計画策定・評価事業

難病患者に対し、個々の実態に応じて、きめ細かな支援を行うため、関係機関のスタッフが共同で在宅療養支援計画を作成し、各種サービスの適切な提供に努めている。

また、支援計画については、適宜、評価を行い、その改善を図っている。

○ 開催回数：13回（令和6年度）

ウ 訪問相談事業

在宅の難病患者・家族が抱える日常生活上及び療養上の問題について、個別の相談、指導、助言等を行うため、保健師や看護師等を派遣している。

○ 訪問人数：実人数 79 人、延人数 136 人（令和6年度）

エ 医療相談事業

難病患者等の療養上の不安の解消を図り、適切な情報を提供するため、難病に関する専門の医師、社会福祉士等による医療福祉相談を実施している。

令和6年度

実施回数	参加実人員
2 回	11 人

オ 訪問指導（診療）事業

在宅の難病患者やその家族に対して、在宅療養に必要な医学的指導等を行うため、専門の医師、対象疾患の主治医、保健師、看護師、理学療法士等による訪問指導（診療）班を構成し、訪問指導（診療）事業を実施している。

○ 訪問人数：実人数 2 人、延人数 2 人（令和6年度）

カ 訪問指導員育成事業

要支援難病患者やその家族に対する、療養生活を支援するための相談、指導、助言等を行う訪問指導員の確保と資質の向上を図るために実施している。

令和6年度

実施回数	延参加者数
2 回	14 人

キ 在宅人工呼吸器使用患者支援事業

在宅で人工呼吸器を使用している指定難病の患者に対して、患者の在宅療養を支援するために実施している。

令和6年度

実施回数
608 回

ク 難病患者・家族のつどい

南保健センター管内の女性難病患者会を支援している。(ふる一つの会)

令和 6 年度

実施回数	参加実人員	参加延人員
7 回	6 人	37 人

(3) 福祉施策の推進

障害者総合支援法の規定に基づき、難病患者等の障害福祉サービス等の申請及び支給認定を行っている。

令和 6 年度

	介護給付		訓練等給付		地域相談支援給付		補装具
	新規	更新	新規	更新	新規	更新	
決定数	3	14	8	16	0	0	12
合計	17		24		0		12

	地域生活支援事業		
	日常生活用具	その他	
		新規	更新
決定数	20	1	2
合計	23		

(4) 患者会への支援

各患者会が研修会を開催する際に講師を派遣等している。

- ・回数 3 件：日本リウマチ友の会、岡山 SCD・MSA 友の会、バーチェット病友の会

(5) 岡山市難病相談支援センター事業

難病の患者が地域で安心して療養しながら暮らしを続けていくことができるよう、難病の患者等に対する相談・支援、地域交流活動の推進及び就労支援などを行う拠点施設として設置している。

また、ピアサポート相談事業を県と合同で委託実施している。

○各種相談支援

令和 6 年度

	面接	電話	メール等
難病相談支援センター	363 件	68 件	2 件
ピアサポート相談	75 件	134 件	0 件

○疾患別講演会

開催回数：4 回、参加者数：85 人

○疾患別患者交流会

開催回数：4 回、参加者数：9 人

○患者交流会

開催回数：12 回、参加延人数：124 人

2 小児慢性特定疾病対策事業

治療が長期間に及び、医療費の負担も高額となる小児慢性特定疾病について、対象疾病をもつ 18 歳未満の児童（継続して治療を要する場合は、20 歳未満まで延長あり）を対象として、治療研究を推進することにより、医療の確立と普及を図る。併せて患者家族の医療費の負担軽減を図ることを目的として、医療費の自己負担部分を公費負担している。（所得に応じた自己負担あり）

また、児童の健全育成、福祉の向上に役立てるため、「小児慢性特定疾病児手帳」を希望者に交付している。

平成 27 年度から小児慢性特定疾病児童等自立支援事業の相談支援事業を実施し、小児慢性特定疾病児童等や保護者からの療養・日常生活・各種公的手続き等の相談に対し、相談・支援・情報提供や、関係機関との調整等を行っている。また、平成 30 年度からピアサポーターによる相互交流支援事業を実施している。

◎ 小児慢性特定疾病認定患者数（令和 7 年 3 月末現在）

疾病 年度	総数	悪性 新生物	慢性腎 疾患	慢性 呼吸器 疾患	慢性心 疾患	内分泌 疾患	膠原病	糖尿病	先天性 代謝 異常	血液 疾患	免疫 疾患	神経・ 筋疾患	慢性消 化器 疾患	先天 異常 症候	皮膚 疾患	骨系統 疾患	脈管系 疾患
6	750	68	41	19	67	291	23	41	10	14	5	85	48	11	5	20	2

◎ 日常生活用具給付事業

日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の小児慢性特定疾病児童等に対し、日常生活の便宜を図ることを目的として給付している。

令和 6 年度

利用実人数	4人
給付品目	3品目

3 臓器・骨髄移植等推進事業

◎ 骨髄バンクドナー奨励金

白血病や重症再生不良性貧血等の難治性血液疾患に有効な治療法である骨髄液移植及び末梢血幹細胞移植に関する正しい理解を深め、骨髄液や末梢血幹細胞提供希望者（ドナー）の登録を促進することを目的に、平成 28 年度からドナー及びドナーが勤務する事業所に奨励金を交付する助成制度を実施している。

助成対象	ドナー ※上限額 105,000 円		事業所 ※上限額 90,000 円	
	件数	助成額	件数	助成額
5	15 件	1,555,000 円	5 件	340,000 円
6	7 件	735,000 円	2 件	140,000 円

4 原子爆弾被爆者対策事業

原子爆弾被爆者に対して、健康の保持増進を図るため健康診断を実施するとともに、手帳及び手当等に関する各種申請を受付けている。(手帳の交付・手当の支給は県)

(1) 被爆者健康手帳交付状況

令和7年3月末現在

区 分	人 数
被爆者健康手帳交付者数	322
健康診断受診者証交付者数	2

(2) 被爆者健康診断実施状況

年度	区 分		一 般 検 査			精 密 検 査		
			対象者数	受診者数	受診率(%)	対象者数	受診者数	受診率(%)
5	一般健康診断	第1回	363	49	13.5	8	3	37.5
		第2回	353	45	12.7	3	0	0.0
		計(延数)	716	94	13.1	11	3	27.3
	がん検診		360	43	11.9	8	0	0.0
6	一般健康診断	第1回	342	43	12.6	3	0	0.0
		第2回	338	42	12.4	4	1	25.0
		計(延数)	680	85	12.5	7	1	14.3
	がん検診		339	40	11.8	9	0	0.0

(3) 各種手当等の支給状況

令和6年度

区 分	実 人 数
医 療 特 別 手 当	10
特 別 手 当	6
原 子 爆 弾 被 爆 者 小 頭 症 手 当	0
健 康 管 理 手 当	248
保 健 手 当	19
介 護 手 当	3
葬 祭 料	20

第6節 感染症対策事業

各種感染症の発生及びまん延を予防するとともに感染症に対する正しい知識の普及啓発を行うために各種事業を実施している。

1 予防接種事業

(1) 各種予防接種

予防接種法第5条第1項に基づき、A類疾病の定期接種としてBCG・ポリオ・五種混合・四種混合・三種混合・二種混合・麻しん・風しん・日本脳炎・子宮頸がん・ヒブ・小児用肺炎球菌・水痘・B型肝炎・ロタウイルスワクチンを、またB類疾病の定期接種としてインフルエンザ・新型コロナ・高齢者用肺炎球菌を個別接種方式で実施している。予防接種法施行令の改正に伴い、令和4年4月1日から、子宮頸がんワクチンの接種機会を逃した平成9年度生まれ～平成19年度生まれの女性を対象に、子宮頸がんワクチンのキャッチアップ接種を実施した。（令和7年3月末までの措置の予定だったが、キャッチアップ接種期間中に1回以上接種した者は接種期間を令和8年3月末まで延長する経過措置を実施。）

A類疾病の予防接種の実施状況

（単位：件）

種別 \ 年度				4	5	6	接種の対象者及び方法
B	C	G		5,114	4,891	4,546	生後0か月～12か月未満
B 型 肝 炎	1回目			5,059	4,800	4,600	生後0か月～12か月未満
	2回目			5,085	4,850	4,583	27 日以上の間隔をおいて 2 回接種後、1 回目から
	3回目			4,951	4,887	4,531	139 日以上の間隔をおいて 3 回目を接種 ※平成28年10月～開始
五種混合 百日せき ジフテリア 破傷風 ポリオ・ヒブ	I 期	初 回	1 回目			4,520	I 期初回:生後2か月～90か月未満
			2 回目			4,063	I 期追加:生後90か月未満
			3 回目			3,587	(I 期初回完了後6か月以上あける)
		追 加				426	※令和6年4月～開始
四種混合 百日せき ジフテリア 破傷風 ポ リ オ	I 期	初 回	1 回目	5,088	5,203	106	I 期初回:生後2か月～90か月未満
			2 回目	5,108	5,253	528	I 期追加:生後90か月未満
			3 回目	5,080	5,370	969	(I 期初回完了後6か月以上あける)
		追 加		4,613	4,800	4,916	※平成24年11月～開始。令和6年4月以降に接種 を開始する場合は原則的に五種混合を接種。
三種混合 百日せき ジフテリア 破傷風	I 期	初 回	1 回目	33	32	20	I 期初回:生後2か月～90か月未満
			2 回目	35	34	19	I 期追加:生後90か月未満
			3 回目	37	39	22	(I 期初回完了後6か月以上あける)
		追 加		47	48	43	
二 種 混 合 ジフテリア 破傷風	I 期	初 回		0	0	0	I 期初回:生後2か月～90か月未満
		追 加		0	0	0	I 期追加:生後90か月未満 (I 期初回完了後6か月以上あける)
	II 期			4,286	4,484	4,655	II 期:11～13 歳未満 ※ I 期初回、I 期追加について は三種混合が受 けられない人が対象
急 性 灰 白 髄 炎 (ポリオ)	I 期	初 回	1 回目	35	39	23	I 期初回:生後2か月～90か月未満
			2 回目	36	41	20	I 期追加:生後90か月未満
			3 回目	40	43	22	(I 期初回完了後6か月以上あける)
		追 加		47	45	47	※平成24年9月～開始

種別				年度	4	5	6	接種の対象者及び方法
麻しん・風しん		Ⅰ期		5,083	4,970	4,607	Ⅰ期:生後12か月～24か月未満 Ⅱ期:小学校就学前の1年間にある人 ※麻しん単独、風しん単独の接種も可	
		Ⅱ期		5,326	5,514	5,164		
麻しん		Ⅰ期		0	0	0		
		Ⅱ期		0	0	0		
風しん		Ⅰ期		0	0	1		
		Ⅱ期		0	0	0		
日本脳炎	Ⅰ期	初回	1回目	5, 555	5, 412	5, 732	Ⅰ期初回:生後6か月～90か月未満 Ⅰ期追加:生後90か月未満 (Ⅰ期初回完了後約1年あける) Ⅱ期:9～13歳未満 ※平成23年5月20日から積極的勧奨差し控えによる未接種者(H7.4.2～H19.4.1生まれ)への特例措置開始	
			2回目	5, 316	5, 195	5, 630		
			追加	6, 960	5, 315	5, 037		
	Ⅱ期		6, 311	6, 303	6, 000			
子宮頸がん				5,942	4,697	6,427	小学6年生相当～高校1年生相当の女子、3回接種	
子宮頸がん (キャッチアップ接種)				5,222	7,611	16,883	平成9年4月2日～平成20年4月1日生まれの女子、3回接種	
ヒブ				20,224	19,543	5,618	生後2月以上5歳未満の乳幼児、(標準的な接種)生後2ヶ月以上7ヶ月未満に開始した場合、3回接種後7月以上の間隔で1回接種 ※令和6年4月以降に接種を開始する場合は原則的に五種混合を接種。	
小児用肺炎球菌				20,274	19,557	18,350	生後2月以上5歳未満の乳幼児、(標準的な接種)生後2ヶ月以上7ヶ月未満に開始した場合、3回接種から60日以上の間隔で1回接種	
水痘				9,550	9,574	9,155	1歳以上 3歳未満、(標準的な接種)1回目接種後6ヶ月から1年の間隔を置いて2回目を接種	
ロタウイルスワクチン				10,586	10,063	9,557	27日以上の間隔を置いて、生後6週に至った日の翌日から生後24週に至る日の翌日までに2回(ロタリックス)、または生後6週に至った日の翌日から生後32週に至る日の翌日までに3回(ロタテック)経口投与する。	

・平成 26 年 10 月水痘、平成 28 年 10 月 B 型肝炎、令和 2 年 10 月ロタウイルスワクチン、令和 6 年 4 月五種混合ワクチンが法定接種となる。

B 類疾病の予防接種の実施状況

(単位：人)

種別		年度	4	5	6	接種の対象者及び方法
インフルエンザ			106,740	102,581	94,714	・満 65 歳以上 ・満 60 歳～65 歳未満で、心臓・腎臓・呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する人(身体障害者手帳 1 級程度) ※新型コロナは令和 6 年 10 月～開始
新型コロナ					34,919	
高齢者用肺炎球菌			4,240	5, 490	1,372	・(平成 26～令和 5 年度) 当該年度に 65・70・75・80・85・90・95・100 歳になる人 ・(令和 6 年度以降) 満 65 歳 ・満 60 歳～65 歳未満で、心臓・腎臓・呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する人 (身体障害者手帳 1 級程度)

・平成 26 年 10 月から高齢者用肺炎球菌を B 類疾病の定期接種として実施。

・新型コロナは、改正予防接種法附則第14条第1項の経過措置に基づく接種（臨時接種）を令和6年3月31日で終了し、令和6年度からB類疾病の定期接種として実施している。

2 感染症対策事業

感染症の予防知識を普及するため啓発活動に努めているほか、発生動向を医療機関の協力を得るなどして調査し関係機関に情報提供している。感染症発生時には患者等の人権尊重に配慮した疫学調査、健康診断及び消毒等の実施、必要時病原体検査等を実施している。

感染症発生動向調査の対象感染症は全数把握感染症（1, 2, 3, 4 類感染症及び5 類のうち全数把握対象）と特定の医療機関を指定して調査する定点把握感染症（5 類のうち定点把握対象）に分類される。

(1) 感染症予防対策

健康教育等による啓発活動・・・各地区における活動として愛育委員、健康市民おかやま21推進会議、おやこクラブ、栄養委員、元気の出る会、民生委員、また一般市民を対象にして、腸管出血性大腸菌感染症、インフルエンザ、結核等の感染症の予防や、抗菌薬の適正使用について啓発を行った。

(2) 一、二類感染症発生状況（各年中に届出があったもの）

区分	一類 感染症	二類感染症						
		急性灰 白髄炎	結核	ジフ テリ ア	重症急性 呼吸器症候群 (SARSに限る)	鳥インフ ルエンザ (H5N1)	中東呼吸器 症候群 (MERSに限る)	鳥インフ ルエンザ (H7N9)
R4 届出数	0	0	102	0	0	0	0	0
R5 届出数	0	0	94	0	0	0	0	0
R6 届出数	0	0	130	0	0	0	0	0

(3) 三類感染症（5 疾病）発生状況（各年中に届出があったもの）

感染症名	コレラ	細菌性赤痢	腸管出血性大腸菌感染症	腸チフス	パラチフス
R4 年届出数	0	0	22	0	0
R5 年届出数	0	0	37	1	0
R6 年届出数	0	0	19	1	0

(4) 病原体検査実施状況（各年中）

		赤痢菌		腸管出血性大腸菌		腸チフス		インフルエンザ	
		検体数	うち陽性	検体数	うち陽性	検体数	うち陽性	検体数	うち陽性
R4	患者等	0	0	20	3	0	0	0	0
	接触者	0	0	65	4	0	0		
	総 計	0	0	85	7	0	0	0	0
R5	患者等	0	0	56	13	0	0	3	3

R5	接触者	0	0	38	4	0	0		
	総 計	0	0	94	17	0	0	3	3
R6	患者等	0	0	40	15	3	0	5	4
	接触者	0	0	24	1	0	0		
	総 計	0	0	64	16	3	0	5	4

(5) 四、五類感染症発生状況（各年中に届出があったもの）

ア 全数把握対象（一部抜粋）

四類感染症	R4	R5	R6	五類感染症	R4	R5	R6
E型肝炎	1	1	1	アメーバ赤痢	3	8	8
A型肝炎	0	0	3	ウイルス性肝炎(A・E型以外)	0	2	5
オウム病	1	0	0	カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症	7	7	5
重症熱性血小板減少症候群	1	2	0	急性弛緩性麻痺	0	0	2
つつが虫病	0	1	0	急性脳炎(ウエストナイル・日本脳炎以外)	10	5	14
デング熱	2	0	0	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	3	8	18
日本紅斑熱	4	7	7	後天性免疫不全症候群	4	2	2
日本脳炎	0	0	0	ジアルジア	0	0	1
マラリア	1	0	0	侵襲性インフルエンザ菌感染症	1	3	5
レジオネラ症	11	21	19	侵襲性髄膜炎菌感染症	0	0	1
合計	21	32	30	侵襲性肺炎球菌感染症	5	17	12
				水痘(入院例)	2	3	7
				梅毒	104	193	214
				播種性クリプトコックス症	2	2	3
				破傷風	1	1	0
				バンコマイシン耐性腸球菌感染症	1	2	0
				百日咳	1	10	4
				合計	144	263	301

イ 定点把握対象（五類）

延べ32の医療機関から週報又は月報により対象26疾病の発生動向を調査している。

令和6年中の報告数（1定点あたり年間件数）

小児科定点(14機関)		眼科定点(5機関)		基幹定点(1機関)	
咽頭結膜熱	31.43	急性出血性結膜炎	0.80	* 性感染症定点兼ねる	
A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	145.14	流行性角結膜炎	6.80	クラミジア肺炎(オウム病を除く)	0.00
感染性胃腸炎	284.36	性感染症定点(5機関)		細菌性髄膜炎(髄膜炎菌・肺炎球菌・インフルエンザ菌を除く)	1.00
水痘	5.00	性器クラミジア感染症	16.00		
手足口病	209.43	性器ヘルペスウイルス感染症	4.00	マイコプラズマ肺炎	68.00
伝染性紅斑	1.79	尖圭コンジローマ	2.40	無菌性髄膜炎	0.00

突発性発疹	16.21	淋菌感染症	2.60	ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	0.00
ヘルパンギーナ	27.00	インフルエンザ/COVID-19 定点 (小児科 14・内科 8 機関)		メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	8.00
流行性耳下腺炎	3.36	インフルエンザ	331.64	薬剤耐性緑膿菌感染症	0.00
RSウイルス感染症	31.36	新型コロナウイルス感染症	182.77	感染性胃腸炎(ロタウイルスに限る)	4.00

ウ 社会福祉施設等における感染症等の発生時対応

通常の発生動向を上回る感染症の発生が疑われた場合など、社会福祉施設等からの報告を受け、積極的疫学調査の実施と衛生上の指導を行っている。

令和 6 年度 相談件数

種 別		感染性胃腸炎			インフルエンザ			新型コロナ			その他		
		相談 件数	立ち入り施設数		相談 件数	立ち入り施設数		相談 件数	立ち入り施設数		相談 件数	立ち入り施設数	
			実数	延べ		実数	延べ		実数	延べ		実数	延べ
介護・老人 福祉関係施設	特別養護老人ホーム	4	1	1	10	0	0	26	0	0	0	0	0
	養護老人ホーム	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
	認知症グループホーム	3	0	0	4	0	0	19	0	0	0	0	0
	有料老人ホーム	2	1	1	2	0	0	14	0	0	0	0	0
	介護老人保健施設	1	0	0	3	0	0	23	1	1	0	0	0
児童・婦人関係施設	保育所	7	0	0	34	0	0	1	0	0	12	0	0
	乳児院等	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
その他		2	0	0	14	0	0	43	0	0	0	0	0
合計		20	2	2	68	0	0	127	1	1	12	0	0

3 結核予防事業

結核予防法が廃止となり、結核は平成 19 年 4 月 1 日に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律で二類感染症に位置づけられた。法律に基づき、結核患者の登録管理及び医療費の公費負担を行うとともに、接触者の健康診断及び一般の方の定期健診を実施し早期発見に努めている。

結核登録者数

区分	人 <
----	--

(1) 健康診断

患者発見のため、事業所、学校及び施設においてはその長及び事業者が、それ以外の一般住民については市長が実施義務者となり、また患者の接触者に対しては、市長が実施責任者となって接触者健康診断を実施している。

ア 健康診断実施状況（法第 53 条の 2 第 3 項）（単位：人）

区分 年度	定期健康診断(法第 53 条の 2 第 3 項)								
	間 接 撮 影 者 数	直 接 撮 影 者 数	受 診 者 数	要 精 密 検 査 者 数	精密検査			被発見者数	
					直 接 撮 影 者 数	断 層 撮 影 者 数	喀 痰 検 査 者 数	結 核 患 者 数	結核発病のおそれがあると診断された者
4	0	47,645	47,645	350	-	-	-	0	0
5	0	46,796	46,796	391	-	-	-	1	0
6	0	46,784	46,784	218	-	-	-	0	0

イ 接触者健診実施状況（法第 17 条）（単位：人）

区分 年度	受 診 者 数					健 診 結 果	
	保 健 実 施	所 分	受託医療機関 実 施 分	連 絡 の 票 他	計	結 核 患 者 数	*結核の発病のおそれのあるもの(LTBI 含む)
4		0	456	191	647	0	22
5		0	524	244	768	1	29
6		0	813	259	1,072	4	36

ウ 岡山市結核健康診断費等補助金交付状況（法第 60 条第 1 項）

- 交付対象事業：学校又は施設（国公立の学校又は施設を除く）の長が実施する定期の健康診断（法第 53 条の 2 第 1 項）。平成 19 年度から交付対象に直接撮影を追加。
- 令和 6 年度交付施設数： 85 施設
- 令和 6 年度事業実施状況：受診者数 11,428 人
（間接撮影 0 人、直接撮影 11,428 人）

(2) 患者管理

結核患者の症状、受診状況を把握し、治癒できるように支援するとともに周囲への感染防止を図り、必要な者に対し管理検診を実施している。（法第 53 条の 13）

管理検診実施状況（単位：人）

区分 年度	受 診 者 数					検 診 結 果		
	保 実	健 施	所 分	受託医療機関 実 施 分	その他(H24年度から 連絡票を含む)	計	結 核 患 者 数	結核の発病の おそれのあるもの
4			0	101	54	155	0	118
5			0	78	68	146	0	88
6			0	90	48	138	0	72

(3) 結核医療費

一般患者の医療費に対して（法第 37 条の 2）と、法第 19 条、20 条に基づく勧告・措置入院患者に対して（法第 37 条）、公費負担制度が設けられている。

ア 法第 37 条の 2 による医療費の公費負担件数（一般患者）

（単位：人）

区分 年度	被 用 者 保 険						国民健康保険			生活保護法			後期高齢者医療			そ の 他		
	本 人			家 族														
	申請	合格	承認	申請	合格	承認	申請	合格	承認	申請	合格	承認	申請	合格	承認	申請	合格	承認
4	10	10	10	2	2	2	43	43	43	5	5	5	43	43	42	0	0	0
5	25	24	24	6	6	6	18	18	18	7	7	7	35	34	34	1	1	1
6	27	27	27	5	5	5	22	22	22	4	4	4	43	43	43	0	0	0

イ 第 37 条による医療費の公費負担件数（勧告・措置入院患者）

（単位：人）

年度	区分	前年度末現在	本年度承認数	本年度解除件数	本年度末現在
4		7	24	29	2
5		2	32	26	8
6		8	22	27	2

令和 6 年度支払延件数・・・801 件（37 条：93 件、37 条の 2：708 件）

4 エイズ対策事業

エイズのまん延を防止するため、抗体検査やカウンセリング、正しい知識の普及啓発活動を実施している。

(1) エイズ・性感染症(STD)・性教育出前講座（岡山市エイズ・性感染症(STD)・性教育出前講座実施要綱）

地域住民、学校、企業等がエイズに関する理解を深める学習会等を開催する場合に、専門講師（出前講座）や保健所職員等（ミニ講座）の派遣を行っている。

実施状況

区分 年度	出前講座		ミニ講座	
	回数	受講者数	回数	受講者数
4	73	10,332	0	0
5	80	12,065	0	0
6	80	9,610	0	0

(2) エイズ対策研修会

全国の HIV 感染者、エイズ患者は平成 25 年をピークに減少傾向にあったが、ここ数年増加傾向にある。エイズは治療薬の進歩により慢性疾患化しており、患者への長期的な支援体制の整備が必要とされている。また、梅毒発生件数の増加も課題である。そのため、医療関係者を対象に研修会を実施した。

岡山県・倉敷市と共催

日時：令和 7 年 1 月 30 日 18：45～20：25

「地方における HIV/エイズ診療の現状と梅毒診断・治療」

(3) 世界エイズデーにおける普及啓発活動

世界エイズデー（12 月 1 日）にあたり、エイズ・HIV に関する知識普及、感染予防の理解及び差別偏見の払拭などについて総合的かつ集中的な啓発活動を行っている。

令和 6 年度世界エイズデー啓発テーマ

「U＝U 知ることから、もう一度。12 月 1 日は世界エイズデー。」

〔エイズキルト・パネル展示〕岡山市役所 1 階市民ホール

日時：令和 6 年 11 月 29 日、12 月 2 日

〔夜間無料エイズ・性感染症相談、検査〕岡山市保健所

日時：令和 6 年 12 月 2 日（月）17:20～20:00

令和 6 年 12 月 3 日（火）17:20～20:00

(4) HIV 検査普及週間における普及啓発活動

HIV 検査普及週間（6 月 1 日～6 月 7 日）、利便性の高い検査体制の構築と、HIV 検査の浸透・普及啓発活動。

〔夜間無料エイズ・性感染症相談、検査〕岡山市保健所

日時：令和 6 年 6 月 3 日（月）17:00～20:00

6 月 4 日（火）16:30～20:00

5 特定感染症検査等事業

HIV 抗体検査及びエイズに関する相談、性感染症検査、B・C 型肝炎検査を同時に実施することで受検者の利便性を高め、これら感染症のまん延の防止及び発生の予防等を図るため実施している。

*B・C 型肝炎は令和 4 年 12 月より匿名検査に変更

*ネット予約を令和 6 年度から開始

区分		4 年度	5 年度	6 年度
来所・電話による相談		848	740	515
うちエイズホットライン		553	672	453
検 査 内 容	エイズ	215	309	378
	クラミジア	127	224	278
	うち(男性・女性)	(男 88・女 39)	(男 160・女 64)	(男 206・女 72)
	淋菌	127	224	278
	梅毒	209	308	374
	B 型肝炎	84	171	201
	C 型肝炎	84	171	202
合計件数		846	1,407	1,711

(1) 特定感染症検査等事業

検査日時：第 1 月曜日 13:00～16:00、第 1・第 3 水曜日 9:00～12:00

偶数月第 1 月曜日（夜間即日検査）17:20～20:00

（平成 18 年 2 月から夜間検査、平成 28 年 6 月から夜間即日検査実施）

(2) ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業

ウイルス性肝炎のまん延防止及び治療対策の推進を図ることを目的とし、保健所と一次専門医療機関（106 医療機関）でウイルス性肝炎検査を実施している。

年度	保健所		一次専門医療機関		会場検査		合計件数	
	B 型	C 型	B 型	C 型	B 型	C 型	B 型	C 型
4	84	84	291	291	10	10	385	385
5	171	171	397	397	18	18	586	586
6	201	202	294	294	140	140	635	636

6 感染症対策地域連携ネットワーク事業

市内の医療機関等の施設において、感染対策に関する必要な助言や支援等を受けることのできる体制を整備し、地域における感染対策の向上に寄与するため、令和 4 年度末から感染対策向上加算 1 を取得している市内の 9 医療機関と岡山市保健所で構成する岡山市感染対策地域連絡会を設置した。

本連絡会では、感染対策地域連携ネットワークの構築のため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 感染症ならびに薬剤耐性菌の発生状況、抗菌薬の使用状況、院内感染対策等の情報共有に関すること
- (2) 薬剤耐性菌に係る抗菌薬適正使用の推進に関すること
- (3) 医療機関・高齢者施設の感染症の予防及びアウトブレイク時の助言・支援等に関すること
- (4) 新興感染症に備えた準備、連携強化に関すること
- (5) 定例会議の開催に関すること
- (6) 感染対策の研修・訓練に関すること
- (7) その他感染対策に関すること

連絡会開催日時：令和 6 年 6 月 10 日

令和 6 年 10 月 7 日

令和 6 年 12 月 6 日

令和 7 年 3 月 7 日

7 岡山市薬剤耐性菌対策事業

市内の医療機関等における薬剤耐性菌の状況を把握し、多剤耐性菌出現の早期発見と拡大防止に資することを目的に、検査施設を有する医療機関において保菌者から分離されたカルバペネム耐性腸内細菌目細菌のうちカルバペネマーゼ産性菌（CPE）又はメタロベータラクタマーゼ産生菌（MBL）について、当保健所衛生検査センターで耐性遺伝子検査を実施している。

年度 \ 区分	検査件数
4	3
5	28
6	12

8 岡山市健康危機対処計画（感染症編）

新型コロナウイルス感染症対応を経て明らかになった課題と向き合い、平時から健康危機に備えた準備を計画的に進めるため、岡山市感染症予防計画等と整合性を図りながら令和7年3月に策定した。

本計画は、人材育成のための研修・訓練の実施や関係機関との連携、人員・体制の確保等について定めている。なお、令和6年度は岡山市感染症予防計画に基づき、以下の訓練・研修を実施した。

訓練・研修名	開催日・期間	参加機関・参加者数	内容等
感染症危機対応訓練 （岡山市立市民病院と共催）	令和6年 10月20日	岡山市立市民病院と連携している感染対策向上加算取得医療機関・23医療機関67人	新型インフルエンザが発生し市内でまん延し始めた状況を想定したブラインド型訓練を行った。 患者が自院を受診する際の対応、
感染症危機対応訓練 （済生会総合病院と共催）	令和7年 2月8日	済生会総合病院と連携している感染対策向上加算取得医療機関・33医療機関76人	病診、保健所を中心とした関係機関との連携・体制の構築に繋がった。
高齢者施設等 巡回相談事業	令和6年8月 ～令和7年3月	令和6年度監査の対象となる高齢者入所施設・10か所	感染症対策課保健師が施設を訪問し、感染対策の講話後、施設を巡回した。各施設に即した継続できる具体的な感染対策の目標を立案した。
高齢者施設向け感染症 予防対策研修会	令和6年 11月18日	高齢者入所施設職員・42施設46人	感染対策の基礎や高齢者特有の感染症を説明し、他施設の参考になる取り組みを共有した。
移送訓練・感染症予防 対策研修会	令和6年 11月12日	感染症対策課、消防局救急課、情報指令課職員・36人	新型インフルエンザ患者を診療所から病院に移送する場合を想定した実地訓練を行った。
結核・感染症 初任者研修会	令和6年 6月24日	保健所の新任専門職等・13人	感染症対策の基礎を説明したほか、積極的疫学調査のグループワークを行った。

第7節 地域保健活動

1 地区組織育成

市民が主体的に保健衛生活動に参加できるよう、ボランティア団体の育成支援を行っている。

(1) 岡山市愛育委員協議会

母子保健及び成人保健を中心に、訪問活動や健康相談・健康診査事業等への協力、市からの委託事業などを行っている。令和6年度は学区・地区愛育委員会数98学区・地区で協議会を構成している。

区分 年度	委員数	受け持ち世帯数 一人あたりの	主体活動					協力活動		委託活動	
			会議		研修会		訪問	回数	協力委員数	回数	協力委員数
			回数	参加人数 (延)	回数	延人数	参加人数 (延)				
5	5,373	63.1	2,013	30,186	685	12,165	361,690	3,724	12,375	1,666	24,278
6	5,421	63.0	1,685	32,090	630	12,070	289,082	3,766	13,714	1,666	24,277

(2) 岡山市栄養改善協議会

地区の食生活改善のための普及活動、健康教育への協力、市からの委託事業などを行っている。
令和6年度の学区・地区栄養改善協議会数は87学区・地区で協議会を構成している。

区分 年度	委員数	受け持ち世帯数 一人あたりの	主体活動		協力活動		委託活動	
			回数	参加人数 (延)	回数	協力委員数	回数	協力委員数
5	1,812	186.6	3,427	79,006	106	1,061	467	3,101
6	1,756	193.7	4,616	85,014	104	1,139	467	3,173

2 保健師活動

保健師は、地域の身近な相談者として、質の高い保健サービスが提供できるよう、資質の向上や体制づくりに努めると共に、それぞれの健康レベルやライフコースに応じた保健活動とソーシャルキャピタルの醸成による市民主体の健康なまちづくりを推進している。

稼働時間の割合（10月調べ）では、「コーディネイト（個別）」が11.89%、「人材育成体制構築・研修企画・実施等」が2.26%と増加している。

一年間の活動状況を見ると、対象別訪問状況（件数）は10,238件であり、前年度と比較し約1,100件減少している。対象別を見ると妊婦・児童虐待の訪問件数は増加しており、産婦・新生児・乳児の訪問件数は減少している。これらの要因について、以下のように考える。

児童虐待件数の増加に伴い、地域子ども相談センターをはじめとする関係機関との協議・調整がより多く求められるようになったことが、「コーディネイト（個別）」の稼働時間の増加や訪問件数の増加に

つながったと考えられる。

また、出生数の減少に加え、産後ケア事業の利用者数が利便性の向上により増えたことによる、新生児および乳児訪問件数の減少が影響していると考ええる。

訪問活動は保健師にとって重要な業務の一つであるため、その動向については今後も引き続き注視していく必要がある。

その他、「人材育成体制構築・研修企画・実施等」の稼働時間の増加は、令和6年度から人材育成を担当する職員を係に配置したことによるものと考察される。

(1) 保健師活動状況 (時間)

(令和6年度)

年 度		令和5年度(10月の1か月間)		令和6年度(10月の1か月間)	
区 分		稼働時間(h)	割合(%)	稼働時間(h)	割合(%)
家庭訪問		2,296	14.11	2,084	12.20
健康教育・教室、グループ支援		640	3.93	421	2.47
健康相談・保健指導		2,320	14.26	2,754	16.13
組織育成		1,727	10.61	1,857	10.87
健康診査・予防接種		833	5.12	994	5.82
コーディネイト	個別	1,784	10.96	2,030	11.89
	地域	3,435	21.11	2,833	16.59
担当地区の地区診断		40	0.25	30	0.18
保健活動発信・協力		116	0.71	221	1.29
人材育成体制構築、研修企画・実施等		260	1.60	386	2.26
研修参加		749	4.60	491	2.88
施策管理・業務等		1,172	7.20	1,236	7.24
実習生指導		33	0.20	57	0.33
業務連絡・事務		537	3.30	956	5.60
他の保健福祉事業		0	0.00	0	0.00
健康危機管理	平時	229	1.41	410	2.40
	発生時	45	0.28	140	0.82
その他		56	0.34	176	1.03
計		16,272	100.00	17,076	100.00

(2) 対象別訪問状況（件数）

（令和 6 年度）

区分 \ 年度	5	6
感染症	4	23
結核	360	220
妊婦	263	299
産婦	1,650	1,383
新生児	347	309
未熟児	120	89
乳児	3,220	2,703
幼児	1,285	1,183
児童虐待	1,267	1,482
成人・高齢者	158	63
寝たきり者	0	1
その他生活習慣病	17	12
認知症高齢者	0	13
アルコール依存症	111	79
思春期	33	13
その他精神障害	2,255	2,109
心身障害児者	38	71
小児慢性特定疾病	13	22
難病	158	136
その他	44	28
計	11,343	10,238

(3) 対象別活動状況(件数)

(令和6年度)

	家庭訪問	面接	電話	健康相談	健康診査	健康教育	グループワーク	組織育成	コーディネイト	
									個別	地域
感染症	23	202	1,498	0	0	5,489	0	0	158	170
結核	220	161	1,531	0	0	0	0	0	289	51
エイズ	0	405	117	0	0	0	0	0	9	29
妊産婦	1,682	1,488	3,393	0	0	0	0	0	823	967
乳児	3,101	346	2,635	65	0	162	0	0	3,168	183
幼児	1,183	699	5,611	219	9,756	0	987	4,877	457	539
児童虐待	1,482	502	4,635	0	0	370	167	0	5,894	1,041
成人・高齢者	89	17,543	8,480	189	9	11,933	0	0	206	570
思春期	13	20	108	0	0	1,754	0	0	10	14
精神保健	2,188	4,254	8,247	59	0	5,932	529	0	2,389	1,110
小児慢性特定疾病	22	53	167	0	0	0	0	0	80	62
心身障害児者	71	84	268	0	0	0	0	0	21	66
難病	136	2,209	2,428	0	0	30	0	0	540	396
健康一般	0	831	2,071	690	0	7120	1,176	40,934	386	2,595
その他	28	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	10,238	28,753	41,189	1,222	9,765	32,760	2,859	45,811	7,793	7,793

- ・保健所・保健センターの保健師活動状況をまとめたものである。
- ・コーディネイトとは、「保健・医療及び福祉の連携のもとで最適なサービスを総合的に提供するための調整を行う」ことである。

3 地域保健推進会議

地域住民・医療機関・保健・福祉関係者等から身近な意見を聞き、情報交換をすることにより地域特性をふまえた地域保健福祉活動を効果的総合的に推進するため、平成10年度から保健センター毎に設置した。

<委員>

- (1) 保健・福祉・医療関係団体等
- (2) 地区住民ボランティア組織等
- (3) 保健・福祉行政機関職員
- (4) その他地域で保健福祉活動をしている者

<開催状況>

各保健センターで年1回以上開催する。

令和6年度保健センター別開催状況

保健センター名	日 程	出席者数(人)			テーマ
		委員	職員	合計	
北 区 中 央	10 月 21 日(月)	15	15	30	健康市民おかやま21(第3次)のスタート年 ～世代を超えた繋がりが健康づくりのキーワード～
北 区 北	10 月 24 日(木)	12	14	26	地域でつながり 高め合う 北地域の健康づくり ～健康市民おかやま21(第3次)の推進に向けて～
中 区	10 月 11 日(金)	14	15	29	食を通じた健康づくりのためにできること ～世代をつなぐ健康づくり～
東 区	10 月 22 日(火)	13	13	26	東区に住んでいたら 子どもから高齢者まで 健康になれる地域づくり
南 区 西	10 月 23 日(水)	16	14	30	自然に健康になれる環境を目指して ～孤独の解消と健康づくりについて～
南 区 南	10 月 17 日(木)	12	14	26	南地域の野菜摂取量を増やすためには ～政策的・環境的アプローチで考える～

4 地域共生社会の推進（重層的支援体制整備事業）

平成27年4月の介護保険制度の改正に伴い、生活支援体制整備事業（令和4年度から重層的支援体制整備事業へ移行）が開始。その後、平成30年3月に岡山市地域共生社会推進計画が策定され、各福祉分野計画の上位計画に位置付けられた。「誰もがその人らしく生活するための多様な選択ができるまち」を目指して、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援の取り組みを、分野を超えた関係課で一体的に実施している。

(1) 支え合いの地域づくり

地域の支え合い等を推進するために、地域づくりの支援機関同士が目指す方向性や活動内容を共有し、地域への働きかけ方について協議を行っている。健康づくり課では、平成28年3月から携わっている。

ア おさかな会議（「**お**かやま市に、**さ**さえ合いの、**か**がやく、は**な**」を咲かせる会議）

年に2回程度、庁内関係課が取り組みの方向性や活動内容について共有を行う会議へ出席。

イ 第一層支え合い協議体（福祉区）

年に2回程度、福祉区内の関係機関が集まる会議へ出席。

ウ 地域づくり会議（各小・中学校区）

各小・中学校区単位で、地域づくりの関係機関が集まる会議へ出席。

(2) 総合相談支援体制づくり

「断らない相談」を理念に掲げ、世帯が抱える複雑・複合的な課題に対応した支援を行うために、健康づくり課では、平成30年4月から複合課題解決アドバイザーとして年に2回ワーキンググループやケース会議に出席し、助言を行っている。また、各保健センターでは対象者のケース検討会議への出席や支援を実施している。